資料－１

令和３年度各種助成金等

要綱及び申請書様式等（前編）

（公社）沖縄県トラック協会

■沖縄県トラック協会助成事業一覧	1
（１）適性診断助成金	2
（２）各種講習費等助成金	３～５
（３）運転記録証明書取得助成金	６～１１
（４）ドライバー等安全教育訓練促進助成金	１２～２６
（５）睡眠時無呼吸症候群（ＳＡＳ）スクリーニング検査費助成金	２７～３３
（６）アルコール検知器導入助成金	３４～３７
（７）定期健康診断受診費助成金	３８～４２
（８）突然死等予防対策検査費助成金	４３～４５
（９）ドライブレコーダー機器等導入促進助成金	４６～５０
(10)安全装置等導入促進助成金	５１～６６

令和３年６月

(公社)沖縄県トラック協会助成事業一覧

作成:令和3年4月1日

当協会では、交付金等による各種助成事業を実施しておりますので、ご活用下さい。

助成事業名		助成金の概要	変更内容	助成金額(沖ト協会員)	
				全ト協	沖ト協
1	運転者適性診断費助成金	事業者の乗務員の適性診断の受診率向上を図り事故防止に資することを目的とする。		設定無し。	■適性診断助成額 ・一般診断 ・・2,400円 ・初任診断 ・・4,800円 ・適齢診断 ・・4,800円
2	各種講習費等助成金	沖ト協が指定する各種講習(運行管理者一般講習・安全マネジメント関係講習・運行管理者試験対策用eラーニング)を受講した際の受講費を助成し、事業者の輸送の安全等の指導向上と交通事故防止を図る。 ※会員事業者からの請求に基づき沖ト協が講習受講料を助成する。		設定無し。	■運行管理者一般講習 3,200円 ■安全マネジメント関係講習 ・ガイドライン・・ 5,200円 ・リスク管理 ・・5,200円 ・内部監査 ・・ 5,200円 ■運行管理者試験対策用eラーニング 2,000円
3	運転記録証明書取得助成金	事業者が運転者教育等の一環として自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書を取得した際の取得費用を助成する。		設定無し。	■取得費用の全額助成 1通につき670円 自走車の1．2倍の運転者数まで
4	ドライバー等安全教育訓練促進助成金	全ト協の特定・指定研修施設での特別研修費の全額(5日間研修は3日間分)や一般研修費の一部並びに交通費の実費分の半額を助成		■特別研修受講料 ・Gマーク認定事業所 ・・・受講料の全額 (5日間研修は3日間分の全額) ・Gマーク未認定事業所 ・・・受講料の7割 (5日間研修は3日間分の7割) ■一般研修受講料 ・・・10，000円	■1事業者あたり5名まで ■特別研修受講料 ・Gマーク未認定事業所 ・・・受講料の3割 (5日間研修は3日間分の3割) ・研修施設までの交通費 ・・・実費分の半額 ■一般研修講習費 ・研修施設までの交通費 ・・・実費分の半額
5	トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査助成金	睡眠時無呼吸症候群(SAS)患者を早期発見し運転者の健康管理と事故防止に寄与することを目的に助成金を交付する		・第1次検査、第二次検査の 合計費用の半額 (上限2，500円)	■1事業者あたり25人まで ・SASスクリーニング検査 ・・・2，500円
6	アルコール検知器購入助成金	事故防止対策を推進するため、アルコール検知器を導入する事業者に助成金を交付する。		設定無し。	■携帯型 自走車数の2分の1且つ10機器まで。※端数切り上げ。 ・1機器あたり・・5,000円 ■据置型・記録型 自走車数の2分の1且つ10機器まで。※端数切り上げ。 ・助成金額 最大50,000円
7	定期健康診断受診費助成金	運転者の健康状態に起因する事故防止対策及び健康診断の受診率の向上を図るため、健康診断を受診させた事業者に助成金を交付する。		設定無し。	■1事業者あたり25人まで ■1人あたり・・2，000円
8	突然死等予防対策検査助成金	運転者の運転中における突発性運転不能障害を引き起こす可能性が高い疾患等(突然死等)に起因する事故防止を図るため、突然死等予防対策検査を受診した場合に助成金を交付する。 (1)脳疾患 (2)心臓・血管疾患		設定無し。	■1事業者あたり1人まで ■1人あたり・・15，000円
9	ドライブレコーダ機器等導入促進助成金	事故や急加速・急減速などの一定の衝撃が生じた際に、その前後の映像や走行データを記録するシステム(ドライブレコーダ)の普及を図るため機器を導入した事業者に助成金を交付する。		設定無し。	■1事業者あたり20機器分まで ■1機器あたり・・・10，000円 ・取得価格の1／2 (上限10，000円)
10	安全装置等導入促進助成金	後方視野確認支援装置、側方視野確認支援装置、呼気吹き込み式アルコールインターロック装置、IT点呼を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知機(Gマーク認定事業所に限る)を新たに導入		・取得価格の1／2(上限20，000円) (後方視野確認支援装置及び側方視野確認支援装置の一体型は車両1台につき対象装置に40,000円)	■1事業者あたり10装置まで ・対象装置毎に・・10，000円 (後方視野確認支援装置及び側方視野確認支援装置の一体型は車両1台につき対象装置に20,000円)

適性診断助成金交付要綱

平成25年5月30日制定
平成28年4月27日一部改正
平成30年4月25日一部改正
令和元年９月１８日一部改正
公益社団法人　沖縄県トラック協会

（目的）
第１条　この要綱は、貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に所属し、雇用される乗務員の適性診断の受診率向上を図り事故防止に資することを目的とする。

（適性診断の種類及び助成金額）
第２条　独立行政法人自動車事故対策機構（以下「事故対」という。）が行う次の診断を対象とし、公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）に所属する運送事業者（以下「会員事業者」という。）と所属しない運送事業者（以下「非会員事業者」という。）を区分し、各診断の助成金額は次の通りとする。

（１）　一般診断・・・会員事業者　２，４００円　　非会員事業者　４８０円
（２）　初任診断・・・会員事業者　４，８００円　　非会員事業者　９６０円
（３）　適齢診断・・・会員事業者　４，８００円　　非会員事業者　９６０円

（助成対象）
第３条　運送事業者において選任されている運転者を対象とし、前条のどの診断を受診しても対象とするが、運転者１人につき第６条の実施期間内１回を限度とする。

（予算額）
第４条　当該年度における適性診断助成予算の範囲内とする。

（受診から助成交付）
第５条　運送事業者は第２条に掲げる各種適性診断を受診するところに予約を行い、指定された日程に受診することとする。

２　助成交付について、会員事業者は、沖ト協と事故対が別に定めた協定書に基づき、事故対から沖ト協へ報告（請求）のあった件数（診断料）を沖ト協が事故対へ直接支払うことで助成金の交付とし、非会員事業者は、第６条の期日までに、様式１「適性診断助成金実績報告書（兼）請求書」と、受診したことが確認できる書面（領収証等）の写しを沖ト協に提出後、その報告を沖ト協が条件に適合すると認めたとき、助成金が交付される。

（実施期間）
第６条　当該年度４月１日より１月末日までとする。ただし、１月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

附則　本要綱は平成２５年４月１日より適用する。
附則　本要綱は平成２８年４月１日より適用する。
附則　本要綱は平成３０年４月１日より適用する。
附則　本要綱は令和元年１０月１日より適用する。

各種講習費等助成金交付要綱

平成 25 年 5 月 30 日制定
令和 2 年 4 月 28 日一部改正
公益社団法人　沖縄県トラック協会

（目的）
第１条　この要綱は、貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に対して、公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）が指定する各種講習を受講した際の受講費等を助成し、運送事業者の輸送の安全等の指導向上と、交通事故防止に資することを目的とする。

（指定する講習の種類及び対象者）
第２条　助成の対象となる講習等及び対象者は次に掲げるものとする。
（１）運行管理者一般講習
独立行政法人自動車事故対策機構等（以下「事故対等」という。）が行う運行管理者一般講習を、運送事業者に選任された運行管理者が受講した場合。
（２）安全マネジメント講習
事故対が行う安全マネジメントに関係する講習会(国土交通省認定セミナー)を運送事業者に所属している者が受講した場合。
（３）運行管理者試験対策用ｅラーニング
運行管理者試験を受験する目的等により、当協会が承認したインターネットを利用したｅラーニングを運送事業者の従業員等が利用した場合

（助成金額）
第３条　前条の各講習等を受講等した場合、沖ト協に所属する事業者（以下「会員事業者」という。）と所属しない運送事業者（以下「非会員事業者」という。）を区分し、１人あたりに対する助成金額は別紙１の通りとする。

（予算額）
第４条　当該年度における各種助成予算の範囲内とする。

（受講から助成交付）
第５条　運送事業者は第２条に掲げる各種講習等を受講等するところに予約等を行い、指定された日程に受講等することとする。
２　第２条の助成交付については様式１「各種講習費等助成金実績報告書（兼）請求書」（以下「請求書」という。）により、受講等したことが確認できる書面（領収証等）の写し（以下「領収証等」という。）を沖ト協に提出後、その報告が条件に適合すると認めたとき、助成金を交付するものとする。

（実施期間）
第６条　当該年度４月１日より１月末日までとする。ただし、１月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

附則　本要綱は平成２５年４月１日より適用する。
附則　本要綱は令和２年４月１日より適用する。

別紙１

各種講習費助成額

（１）運行管理者一般講習

沖ト協　会員事業者	沖ト協　非会員事業者
３，２００円	６４０円

（２）安全マネジメント関係講習会

講　習　名	沖ト協　会員事業者	沖ト協　非会員事業者
ガイドライン	５，２００円	１，０４０円
リスク管理（基礎）	５，２００円	１，０４０円
内部監査（基礎）	５，２００円	１，０４０円

（３）運行管理者試験対策用ｅラーニング

沖ト協　会員事業者	沖ト協　非会員事業者
２，０００円	４００円

※現在、当協会が承認したものは、(株)ノイマンのＫｏｊｉｒｏ（コジロー）です。

様式　1

各種講習費等助成金実績報告書（兼）請求書

令和　　年　　月　　日

公益社団法人　沖縄県トラック協会長　　殿

申請者
住所
名称又は事業所名
代表者名　　㊞
電話番号
担当者名

各種講習費等助成金交付要綱第５条に基づき、各種講習費等助成金の交付について、下記の通り請求します。

請　求　額＿＿＿＿＿＿＿＿円

１．　内訳

■　各種講習受講者数＿＿＿＿＿＿名

受講日	受講者名	講習の種類
令和　年　月　日		①運管一般　②ｅﾗｰﾆﾝｸﾞ
		③安マネ（ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ・支援ﾂｰﾙ・内部監査）
令和　年　月　日		①運管一般　②ｅﾗｰﾆﾝｸﾞ
		③安マネ（ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ・支援ﾂｰﾙ・内部監査）
令和　年　月　日		①運管一般　②ｅﾗｰﾆﾝｸﾞ
		③安マネ（ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ・支援ﾂｰﾙ・内部監査）
令和　年　月　日		①運管一般　②ｅﾗｰﾆﾝｸﾞ
		③安マネ（ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ・支援ﾂｰﾙ・内部監査）
令和　年　月　日		①運管一般　②ｅﾗｰﾆﾝｸﾞ
		③安マネ（ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ・支援ﾂｰﾙ・内部監査）

※①から③の講習の種類を○で囲んで下さい。③については、カッコ内のいずれかを○で囲む。

２．　添付資料

■　支払ったことが証明できる書面。（領収書の写等）
※運行管理者一般講習については、運行管理者選任届出書(写)を添付すること。

３．　振込先銀行口座

銀　行　名	
支　店　名	
預　　金	普通預金　・　当座預金
口座番号	
口座名義	フリガナ

（注）沖ト協に提出してください。

運転記録証明書取得助成金交付要綱

平成 25 年 5 月 30 日制定
（省略）
平成 28 年 4 月 27 日一部改正
平成 30 年 4 月 25 日一部改正
令和元年９月１８日一部改正
公益社団法人　沖縄県トラック協会

（目的）
第１条　この要綱は、貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に所属し、雇用される乗務員としての自覚を促し、事業者内における運転者の適切な配置、運転者教育等安全運行管理の一端として活用し、交通事故や交通違反を減少させ、企業の安定経営に寄与することを目的とする。

（運転記録証明書の種類及び助成金額）
第２条　自動車安全運転センターが発行する次の証明書を対象とし、公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）に所属する運送事業者（以下「会員事業者」という。）と所属しない運送事業者（以下「非会員事業者」という。）を区分し、運転記録証明書の助成金額は次の通りとする。
運転記録証明書・・・会員事業者　６７０円　　非会員事業者　１３４円

（助成対象）
第３条　運送事業者において選任されている運転者を対象とし、前条の証明書を取得した場合、運転者１人につき第６条の実施期間内１回を限度とする。
２　　助成制限人数は、会員事業者の登録台数（自走車）の１．２倍の運転者数までとし、非会員事業者は、登録台数（自走車）の０．２４倍の運転者数までとする。また、それぞれ端数が出た場合は切り上げて良いものとする。

（予算額）
第４条　当該年度における運転記録取得助成予算の範囲内とする。

（取得から助成方法）
第５条　運送事業者は第２条に掲げる運転記録証明書を取得した場合、第６条の期日内に、様式１「運転記録証明書取得助成金実績報告書(兼)請求書」（以下「請求書」という。）、取得したことが確認できる書類（領収証等）の写しを沖ト協に提出しなければならない。

（実施期間）
第６条　当該年度４月１日より１月末日までとする。ただし、１月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

（助成金交付）
第７条　沖ト協は第５条の請求書の提出があったときは、速やかにその報告書を審査し、条件に適合すると認めたときは、運送事業者に対して助成金を交付する。

（その他必要な事項）
第８条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協が別に定める。

附則　本要綱は平成２５年４月１日より適用する。
附則　本要綱は平成２８年４月１日より適用する。
附則　本要綱は平成３０年４月１日より適用する。
附則　本要綱は令和元年１０月１日より適用する。

無事故・無違反
運転記録
証明書交付申請書

(1) 5 年 間

(2) 3 年 間

(3) 1 年 間

※「無事故・無違反」、「運転記録」の別を○印で囲んで下さい。
また、「運転記録」の場合は、「5年間」、「3年間」、「1年間」の別についても同様に表示して下さい。
(表示のない場合は、「5年間」として取り扱わせていただきます。)

※申請手数料1件～670円

自動車安全運転センター
沖 縄 県 事 務 所 長 殿

私は、別紙の者より貴センターが発行する上記証明書の「交付申請」及び「証明書受領」についての委任を受けましたので委任状（申請者一覧）を添えて証明書の交付を申請します。
なお、申請者総数は、　　名です。

令和　年　月　日

(別紙委任状記載者代理人)
住 所 (所 在 地) : 〒

法人名（事業所名） :

役 職 ・ 氏 名 等 :

印

連 絡 先 担 当 者 :
連 絡 先 電 話 番 号 :

委 任 状 （申請者一覧）

（代理人）

法 人 名
（事業所名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

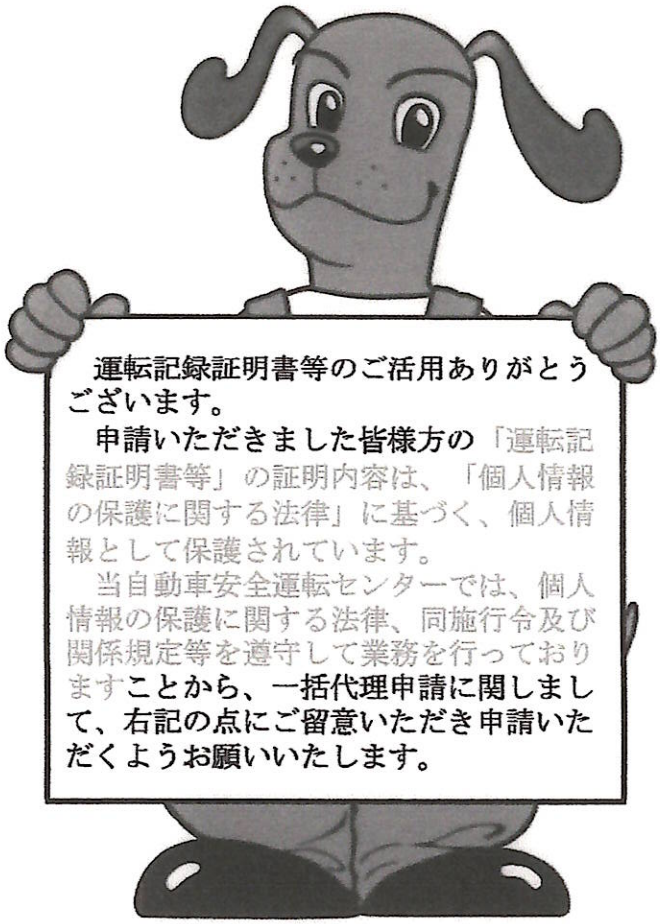
役職・氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、上記の者を代理人と定め、**運転記録証明書**の交付申請手続き及び証明書の受領にかかる一切の事務を委任しました。

また、自動車安全運転センターが証明書の内容を交通事故防止上の統計分析資料の作成に使用し提供すること、並びに代理人が証明書の内容を確認の上で交通事故防止のための資料として活用することについても同意いたします。

No.	整理番号 （記入しないで下さい）	免 許 証 番 号	ふりがな 申請者氏名	印	生年月日	委任年月日
1					大・昭・平 ・ ・	・ ・
2					大・昭・平 ・ ・	・ ・
3					大・昭・平 ・ ・	・ ・
4					大・昭・平 ・ ・	・ ・
5					大・昭・平 ・ ・	・ ・
6					大・昭・平 ・ ・	・ ・
7					大・昭・平 ・ ・	・ ・
8					大・昭・平 ・ ・	・ ・
9					大・昭・平 ・ ・	・ ・
10					大・昭・平 ・ ・	・ ・
11					大・昭・平 ・ ・	・ ・
12					大・昭・平 ・ ・	・ ・
13					大・昭・平 ・ ・	・ ・
14					大・昭・平 ・ ・	・ ・
15					大・昭・平 ・ ・	・ ・

申請に当たっての留意事項



運転記録証明書等のご活用ありがとうございます。

申請いただきました皆様方の「運転記録証明書等」の証明内容は、「個人情報の保護に関する法律」に基づく、個人情報として保護されています。

当自動車安全運転センターでは、個人情報の保護に関する法律、同施行令及び関係規定等を遵守して業務を行っておりますことから、一括代理申請に関しまして、右記の点にご留意いただき申請いただくようお願いいたします。

申請者に対する委任内容の周知

申請者（社員の方々）が代理人に委任した内容（交付申請のみか、受領まで含むのか等。）について、申請者に確実に周知していただいた上で申請してください。

委任状申請者欄の記載及び押印

申請者の「氏名」、「免許証番号」、「生年月日」及び「委任年月日」欄は、申請者自身が署名・記載するか又は代理人等による記名（ゴム印、ＯＡ利用による印字等可）でもかまいません。

押印欄は、申請者から代理人への委任があったことを確認する必要上、必ず、本人による押印をお願いします。

一括申請の中で、<u>押印されていない委任者がある場合は、委任があったと認められません</u>ので、その方の証明書を発行することはできません。

申請時に一緒に提出してください

委任状様式①

委 任 状 （申請者一覧）

（代理人）

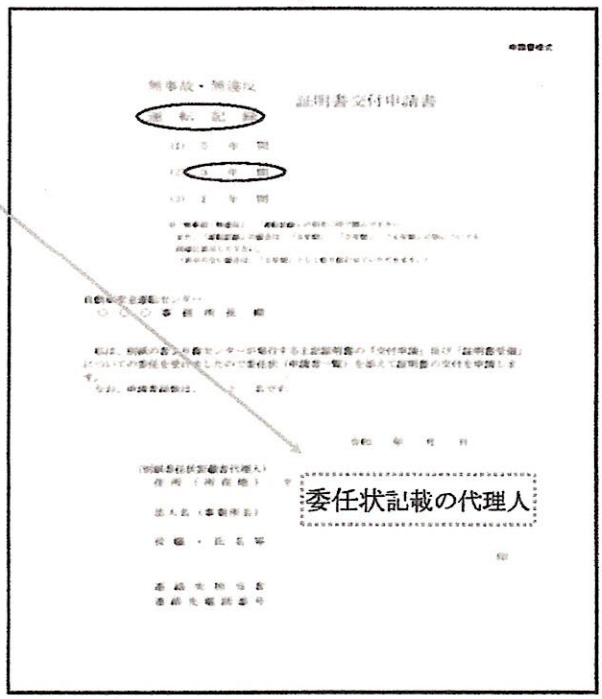
住 所（事業所）
法人名
役職・氏名

証明書交付申請書
記載の代理人

私は、上記の者を代理人と定め、運転記録証明書の交付申請手続き及び証明書の受領にかかる一切の事務を委任しました。
また、自動車安全運転センターが証明書の内容を交通事故防止上の統計分析資料の作成に使用し提供すること、並びに代理人が証明書の内容を確認の上で交通事故防止のための資料として活用することについても同意いたします。

No.	整理番号	免許証番号	ふりがな 申請者氏名	印	生年月日	委任年月日
1		3 0 1 2 3 1 5 6 7 8 9 0	やんばる たろう 安全 太郎		大㊂平 62．5．1	29．12．1
2		4 5 1 2 3 1 5 6 7 8 9 0	つうこう ころう 通行 一郎		大㊂4 63．9．12	29．12．1
3					大・昭・平 ．．	．．
4					大・昭・平 ．．	．．
5					大・昭・平 ．．	．．

○申請者に委任内容を確実に周知してください。



様式　1

運転記録証明書取得助成金実績報告書（兼）請求書

令和　　年　　月　　日

公益社団法人　沖縄県トラック協会長　　殿

申請者
住所
名称又は事業所名
代表者名　　㊞
電話番号
担当者名

運転記録証明書取得助成金交付要綱第５条に基づき、運転記録証明書取得助成金の交付について、下記の通り請求します。

請　求　額　　円

１．　内訳

① 申請者数(対象運転者)	名
② 車両台数(自走車)	台
③ 運転記録証明書種類	１年　・　３年　・　５年
④ 取得年月日	令和　　年　　月　　日

２．　添付資料
① 領収書（写）

３．　振込先銀行口座

銀　行　名	
支　店　名	
預　　金	普通預金　・　当座預金
口 座 番 号	
口 座 名 義	フリガナ

（注）　沖ト協に提出してください。

様式　1

運転記録証明書取得助成金実績報告書（兼）請求書

令和　　年　　月　　日

公益社団法人　沖縄県トラック協会長　　殿

申請者
住所
名称又は事業所名
代表者名　　㊞
電話番号
担当者名

運転記録証明書取得助成金交付要綱第５条に基づき、運転記録証明書取得助成金の交付について、下記の通り請求します。

請　求　額　　3,350　　円（申請者数×670円）

↑

5名（申請者数）×670円（助成額）＝3,350円

１．　内訳

① 申請者数(対象運転者)　　5 名

6台（自走車）×1.2倍＝ 7.2 → 8名
(端数切上げ)
・申請者数は、運転記録証明書を取得した運転者の人数を記入
・記入例の場合、年度内８名のみ申請可能

② 車両台数（自走車）　　6 台 ←　事業者報告台数

③ 運転記録証明書種類　　１年 ・ (３年) ・ ５年

④ 取得年月日　　令和 3 年 5 月 10 日

２．　添付資料

① 領収書（写）

３．　振込先銀行口座

銀　行　名	
支　店　名	
預　　金	普通預金　・　当座預金
口 座 番 号	
口 座 名 義	フリガナ

（注）　沖ト協に提出してください。

ドライバー等安全教育訓練促進助成制度実施要綱

平成18年3月7目制定
省略
平成30年4月25日一部改正
平成31年4月23日一部改正
公益社団法人沖縄県トラック協会

(目的)

第1条　この要綱は、公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）が推奨するトラックドライバー又は安全運転管理者（以下「ドライバー等」という。）に対する安全教育訓練の実施を促進するための助成金（以下「助成金」という。）交付事業について必要な事項を定め、事業を適正かつ円滑に実施することを目的とする。

(資格要件)

第2条　助成対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）であって、第3条に定める安全教育訓練施設（以下「研修施設」という。）に自社のドライバー等を派遣し、安全教育訓練を実施する運送事業者とする。

(助成対象研修施設)

第3条　助成対象となる研修施設は次に掲げるとおりとする。

（1）特定研修施設

公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）又は地方トラック協会が設置した総合的な設備を有する安全教育訓練施設

（2）指定研修施設

前号以外で全ト協が指定する総合的な設備を有する安全教育訓練施設

(助成対象研修)

第4条　助成対象となる研修は、安全及び事故防止に関する知識及び運転技能向上等を目的としたドライバー等の安全教育訓練であって、全ト協が指定する「特別研修」及び「一般研修」とする。

(助成額)

第5条　助成する人数は1事業者5名を上限とし、助成金の額は別紙1のとおりとする。

(交通費)

第6条　助成の対象となる交通費は、研修を受けようとするドライバー等の所属する事業所又は自宅から当該研修施設までの間のバス、鉄道又は航空等の公共交通機関の往復普通運賃で実費とし、別紙1のとおりとする。

(研修受講料)

第7条　研修受講料には、研修受講料及びテキスト代等の研修費用のほか、研修に付随する、研修施設が定めるもしくは基準とする宿泊費並びに食事代等の費用を含めるものとする。

(助成適否の事前確認)

第8条　助成対象事業者は、資格・要件及び人員枠等による助成適用の可否等について、事前に沖ト協の確認を得なければならない。

(施設の予約と申し込み)

第9条　前条の確認を得た助成対象事業者は、受講しようとする研修施設にあらかじめ予約をし

たうえで、様式１及び様式１の(１)の「ドライバー等安全教育訓練助成申込書」を沖ト協会長に対して提出しなければならない。（全ト協指定研修の研修申し込みについては、全ト協要綱に準ずる）

(研修受講料の納入)

第10条　対象事業者は、受講開始日の７日前までに、当該研修施設に対して所定の受講料を納入しなければならない。

２　受講開始目の７日前までに所定の受講料を納入しないときは、申し込みを取り下げたものとする。

(報告書及び助成金の請求)

第11条　助成対象事業者は教育訓練実施後７日以内に、様式２及び様式２の(１)の「ドライバー等安全教育訓練実施報告書（兼）請求書」（以下「請求書」という。）を沖ト協会長に提出しなければならない。

２　前項の請求書には、当該研修施設が発行した「修了証」の写し、研修を受けたドライバー等が作成した様式３の例等による「研修参加報告書」、研修受講料及び交通費に係る「領収書」の写しを添付しなければならない。

(助成金の支給)

第12条　前条により請求を受けた沖ト協は、助成対象事業者に対して適切な時期に助成金を支給する。

(取下げ)

第13条　助成対象事業者が第９条に基づく申し込みを取り下げるときは、研修受講開始の７日前までに沖ト協会長に対して、様式５の「ドライバー等安全教育訓練実施申込取下届」を提出しなければならない。

(取下げ又は受講中止等の場合の費用負担)

第14条　助成対象事業者もしくはドライバー等が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、助成対象事業者は研修受講料の一部または全額を負担しなければならない。

(１)研修受講開始日の７日前を経過して申し込みを取り下げたとき

(２)特別な事由無く、申し込みをした研修を受講しないかまたは受講を途中で中止したとき

(３)第１１条に基づく所定の書類を添付した報告書の提出をしないとき

(４)研修または手続き等において、本要綱もしくは本事業の趣旨に反した行為、または不適切な行為等があったとき

(その他の注意事項)

第15条　研修期間中は、研修所の講師や職員の指示に従うこと。

２　研修期間中に生じた事故については、研修施設及び沖ト協では一切の責任を負わない。

３　故意または過失により、研修施設に損害を与えた場合は、受講者または事業者が補償するものとする。

別紙１

ドライバー等安全教育訓練促進助成額（第５条関係）

令和３年４月１日現在

支給者	種別	沖ト協　会員事業者		沖ト協　非会員事業者
		Ｇマーク認定事業所	Ｇマーク未認定事業所	
沖ト協	特別研修（２泊３日）（３泊４日）	－	３割 （百円未満切り捨て）	６分 （百円未満切り捨て）
	一般研修（１泊２日）	－	－	－
	交通費	５割	５割	１割
全ト協	特別研修（２泊３日）（３泊４日）	全額	７割	－
	一般研修（１泊２日）	10,000円	10,000円	－

※助成する人数は、１事業者５名を上限とする。

（例）　受講料３５，２２０円の場合の割り振り

沖ト協　３５，２２０円×（3/10）＝１０，５６６円

百円未満切り捨て→１０，５００円

全ト協　３５，２２０円－１０，５００円＝２４，７２０円

【別表 1】

令和3年度ドライバー等安全教育訓練促進助成制度 特別研修一覧

研修区分	所在地	研修施設	研修名	研修コード	日程	研修受講料 ※1	Gマーク事業者 全ト協助成額（10／10）	全ト協助成額（7／10）	定員	備考
特定研修施設	愛知県	中部トラック総合研修センター	ドライバー研修＋初任コース（3日間）	001	4月7日(水) ～ 4月9日(金)	61,850	61,850	43,350	12	大型トレーラ
				002		61,850	61,850	43,350		大型
				003		58,550	58,550	41,050		中型
				004		58,550	58,550	41,050		準中型 ※4
				005	4月20日(火) ～ 4月22日(木)	61,850	61,850	43,350	12	大型トレーラ
				006		61,850	61,850	43,350		大型
				007		58,550	58,550	41,050		中型
				008		58,550	58,550	41,050		準中型 ※4
				009	5月11日(火) ～ 5月13日(木)	61,850	61,850	43,350	12	大型トレーラ
				010		61,850	61,850	43,350		大型
				011		58,550	58,550	41,050		中型
				012		58,550	58,550	41,050		準中型 ※4
				013	5月25日(火) ～ 5月27日(木)	61,850	61,850	43,350	12	大型トレーラ
				014		61,850	61,850	43,350		大型
				015		58,550	58,550	41,050		中型
				016		58,550	58,550	41,050		準中型 ※4
				017	6月8日(火) ～ 6月10日(木)	61,850	61,850	43,350	12	大型トレーラ
				018		61,850	61,850	43,350		大型
				019		58,550	58,550	41,050		中型
				020		58,550	58,550	41,050		準中型 ※4
				021	6月22日(火) ～ 6月24日(木)	61,850	61,850	43,350	12	大型トレーラ
				022		61,850	61,850	43,350		大型
				023		58,550	58,550	41,050		中型
				024		58,550	58,550	41,050		準中型 ※4
				025	7月6日(火) ～ 7月8日(木)	61,850	61,850	43,350	12	大型トレーラ
				026		61,850	61,850	43,350		大型
				027		58,550	58,550	41,050		中型
				028		58,550	58,550	41,050		準中型 ※4
				029	8月3日(火) ～ 8月5日(木)	61,850	61,850	43,350	12	大型トレーラ
				030		61,850	61,850	43,350		大型
				031		58,550	58,550	41,050		中型
				032		58,550	58,550	41,050		準中型 ※4
				033	8月17日(火) ～ 8月19日(木)	61,850	61,850	43,350	12	大型トレーラ
				034		61,850	61,850	43,350		大型
				035		58,550	58,550	41,050		中型
				036		58,550	58,550	41,050		準中型 ※4
				037	9月14日(火) ～ 9月16日(木)	61,850	61,850	43,350	12	大型トレーラ
				038		61,850	61,850	43,350		大型
				039		58,550	58,550	41,050		中型
				040		58,550	58,550	41,050		準中型 ※4
				041	9月28日(火) ～ 9月30日(木)	61,850	61,850	43,350	12	大型トレーラ
				042		61,850	61,850	43,350		大型
				043		58,550	58,550	41,050		中型
				044		58,550	58,550	41,050		準中型 ※4
				045	10月12日(火) ～ 10月14日(木)	61,850	61,850	43,350	12	大型トレーラ
				046		61,850	61,850	43,350		大型
				047		58,550	58,550	41,050		中型
				048		58,550	58,550	41,050		準中型 ※4
				049	10月26日(火) ～ 10月28日(木)	61,850	61,850	43,350	12	大型トレーラ
				050		61,850	61,850	43,350		大型
				051		58,550	58,550	41,050		中型
				052		58,550	58,550	41,050		準中型 ※4
				053	11月24日(水) ～ 11月26日(金)	61,850	61,850	43,350	12	大型トレーラ
				054		61,850	61,850	43,350		大型
				055		58,550	58,550	41,050		中型
				056		58,550	58,550	41,050		準中型 ※4
				057	12月7日(火) ～ 12月9日(木)	61,850	61,850	43,350	12	大型トレーラ
				058		61,850	61,850	43,350		大型
				059		58,550	58,550	41,050		中型
				060		58,550	58,550	41,050		準中型 ※4
				061	12月21日(火) ～ 12月23日(木)	61,850	61,850	43,350	12	大型トレーラ
				062		61,850	61,850	43,350		大型
				063		58,550	58,550	41,050		中型
				064		58,550	58,550	41,050		準中型 ※4
				065	1月11日(火) ～ 1月13日(木)	61,850	61,850	43,350	12	大型トレーラ
				066		61,850	61,850	43,350		大型
				067		58,550	58,550	41,050		中型
				068		58,550	58,550	41,050		準中型 ※4
				069	1月25日(火) ～ 1月27日(木)	61,850	61,850	43,350	12	大型トレーラ
				070		61,850	61,850	43,350		大型
				071		58,550	58,550	41,050		中型
				072		58,550	58,550	41,050		準中型 ※4
				073	2月8日(火) ～ 2月10日(木)	61,850	61,850	43,350	12	大型トレーラ
				074		61,850	61,850	43,350		大型
				075		58,550	58,550	41,050		中型
				076		58,550	58,550	41,050		準中型 ※4
				077	3月1日(火) ～ 3月3日(木)	61,850	61,850	43,350	12	大型トレーラ
				078		61,850	61,850	43,350		大型
				079		58,550	58,550	41,050		中型
				080		58,550	58,550	41,050		準中型 ※4

研修区分	所在地	研修施設	研修名	研修コード	日程	研修受講料 ※1	Gマーク事業者 全ト協助成額 (10／10)	全ト協助成額 (7／10)	定員	備考
特定研修施設	愛知県	中部トラック総合研修センター	ドライバー研修＋一般コース（3日間）	081	4月7日(水) ～ 4月9日(金)	51,950	51,950	36,450	24	大型トレーラ
				082		51,950	51,950	36,450		大型
				083		49,750	49,750	34,850		中型
				084		49,750	49,750	34,850		準中型 ※4
				085	4月20日(火) ～ 4月22日(木)	51,950	51,950	36,450	24	大型トレーラ
				086		51,950	51,950	36,450		大型
				087		49,750	49,750	34,850		中型
				088		49,750	49,750	34,850		準中型 ※4
				089	5月11日(火) ～ 5月13日(木)	51,950	51,950	36,450	24	大型トレーラ
				090		51,950	51,950	36,450		大型
				091		49,750	49,750	34,850		中型
				092		49,750	49,750	34,850		準中型 ※4
				093	5月25日(火) ～ 5月27日(木)	51,950	51,950	36,450	24	大型トレーラ
				094		51,950	51,950	36,450		大型
				095		49,750	49,750	34,850		中型
				096		49,750	49,750	34,850		準中型 ※4
				097	6月8日(火) ～ 6月10日(木)	51,950	51,950	36,450	24	大型トレーラ
				098		51,950	51,950	36,450		大型
				099		49,750	49,750	34,850		中型
				100		49,750	49,750	34,850		準中型 ※4
				101	6月22日(火) ～ 6月24日(木)	51,950	51,950	36,450	24	大型トレーラ
				102		51,950	51,950	36,450		大型
				103		49,750	49,750	34,850		中型
				104		49,750	49,750	34,850		準中型 ※4
				105	7月6日(火) ～ 7月8日(木)	51,950	51,950	36,450	24	大型トレーラ
				106		51,950	51,950	36,450		大型
				107		49,750	49,750	34,850		中型
				108		49,750	49,750	34,850		準中型 ※4
				109	8月3日(火) ～ 8月5日(木)	51,950	51,950	36,450	24	大型トレーラ
				110		51,950	51,950	36,450		大型
				111		49,750	49,750	34,850		中型
				112		49,750	49,750	34,850		準中型 ※4
				113	8月17日(火) ～ 8月19日(木)	51,950	51,950	36,450	24	大型トレーラ
				114		51,950	51,950	36,450		大型
				115		49,750	49,750	34,850		中型
				116		49,750	49,750	34,850		準中型 ※4
				117	9月14日(火) ～ 9月16日(木)	51,950	51,950	36,450	24	大型トレーラ
				118		51,950	51,950	36,450		大型
				119		49,750	49,750	34,850		中型
				120		49,750	49,750	34,850		準中型 ※4
				121	9月28日(火) ～ 9月30日(木)	51,950	51,950	36,450	24	大型トレーラ
				122		51,950	51,950	36,450		大型
				123		49,750	49,750	34,850		中型
				124		49,750	49,750	34,850		準中型 ※4
				125	10月12日(火) ～ 10月14日(木)	51,950	51,950	36,450	24	大型トレーラ
				126		51,950	51,950	36,450		大型
				127		49,750	49,750	34,850		中型
				128		49,750	49,750	34,850		準中型 ※4
				129	10月26日(火) ～ 10月28日(木)	51,950	51,950	36,450	24	大型トレーラ
				130		51,950	51,950	36,450		大型
				131		49,750	49,750	34,850		中型
				132		49,750	49,750	34,850		準中型 ※4
				133	11月24日(水) ～ 11月26日(金)	51,950	51,950	36,450	24	大型トレーラ
				134		51,950	51,950	36,450		大型
				135		49,750	49,750	34,850		中型
				136		49,750	49,750	34,850		準中型 ※4
				137	12月7日(火) ～ 12月9日(木)	51,950	51,950	36,450	24	大型トレーラ
				138		51,950	51,950	36,450		大型
				139		49,750	49,750	34,850		中型
				140		49,750	49,750	34,850		準中型 ※4
				141	12月21日(火) ～ 12月23日(木)	51,950	51,950	36,450	24	大型トレーラ
				142		51,950	51,950	36,450		大型
				143		49,750	49,750	34,850		中型
				144		49,750	49,750	34,850		準中型 ※4
				145	1月11日(火) ～ 1月13日(木)	51,950	51,950	36,450	24	大型トレーラ
				146		51,950	51,950	36,450		大型
				147		49,750	49,750	34,850		中型
				148		49,750	49,750	34,850		準中型 ※4
				149	1月25日(火) ～ 1月27日(木)	51,950	51,950	36,450	24	大型トレーラ
				150		51,950	51,950	36,450		大型
				151		49,750	49,750	34,850		中型
				152		49,750	49,750	34,850		準中型 ※4
				153	2月8日(火) ～ 2月10日(木)	51,950	51,950	36,450	24	大型トレーラ
				154		51,950	51,950	36,450		大型
				155		49,750	49,750	34,850		中型
				156		49,750	49,750	34,850		準中型 ※4
				157	3月1日(火) ～ 3月3日(木)	51,950	51,950	36,450	24	大型トレーラ
				158		51,950	51,950	36,450		大型
				159		49,750	49,750	34,850		中型
				160		49,750	49,750	34,850		準中型 ※4

研修区分	所在地	研修施設	研修名	研修コード	日程	研修受講料 ※1	Gマーク事業者 全ト協助成額 (10／10)	全ト協助成額 (7／10)	定員	備考
特定研修施設	愛知県	中部トラック総合研修センター	添乗指導者養成研修（3日間）	161	4月20日(火) ～ 4月22日(木)	64,450	64,450	45,150	15	大型トレーラ
				162		64,450	64,450	45,150		大型
				163		54,550	54,550	38,250		中型
				164		54,550	54,550	38,250		準中型 ※4
				165	5月11日(火) ～ 5月13日(木)	64,450	64,450	45,150	15	大型トレーラ
				166		64,450	64,450	45,150		大型
				167		54,550	54,550	38,250		中型
				168		54,550	54,550	38,250		準中型 ※4
				169	6月8日(火) ～ 6月10日(木)	64,450	64,450	45,150	15	大型トレーラ
				170		64,450	64,450	45,150		大型
				171		54,550	54,550	38,250		中型
				172		54,550	54,550	38,250		準中型 ※4
				173	7月6日(火) ～ 7月8日(木)	64,450	64,450	45,150	15	大型トレーラ
				174		64,450	64,450	45,150		大型
				175		54,550	54,550	38,250		中型
				176		54,550	54,550	38,250		準中型 ※4
				177	8月17日(火) ～ 8月19日(木)	64,450	64,450	45,150	15	大型トレーラ
				178		64,450	64,450	45,150		大型
				179		54,550	54,550	38,250		中型
				180		54,550	54,550	38,250		準中型 ※4
				181	9月14日(火) ～ 9月16日(木)	64,450	64,450	45,150	15	大型トレーラ
				182		64,450	64,450	45,150		大型
				183		54,550	54,550	38,250		中型
				184		54,550	54,550	38,250		準中型 ※4
				185	10月12日(火) ～ 10月14日(木)	64,450	64,450	45,150	15	大型トレーラ
				186		64,450	64,450	45,150		大型
				187		54,550	54,550	38,250		中型
				188		54,550	54,550	38,250		準中型 ※4
				189	11月24日(水) ～ 11月26日(金)	64,450	64,450	45,150	15	大型トレーラ
				190		64,450	64,450	45,150		大型
				191		54,550	54,550	38,250		中型
				192		54,550	54,550	38,250		準中型 ※4
				193	1月11日(火) ～ 1月13日(木)	64,450	64,450	45,150	15	大型トレーラ
				194		64,450	64,450	45,150		大型
				195		54,550	54,550	38,250		中型
				196		54,550	54,550	38,250		準中型 ※4
				197	2月8日(火) ～ 2月10日(木)	64,450	64,450	45,150	15	大型トレーラ
				198		64,450	64,450	45,150		大型
				199		54,550	54,550	38,250		中型
				200		54,550	54,550	38,250		準中型 ※4
	埼玉県	埼玉県トラック総合教育センター	ドライバー研修（3日間）	201	6月18日(金) ～ 6月20日(日)	37,300	37,300	26,200	20	MT ※6
				202	7月16日(金) ～ 7月18日(日)	37,300	37,300	26,200	20	MT ※6
				203	8月27日(金) ～ 8月29日(日)	37,300	37,300	26,200	20	MT ※6
				204	9月24日(金) ～ 9月26日(日)	37,300	37,300	26,200	20	MT ※6
				205	10月22日(金) ～ 10月24日(日)	37,300	37,300	26,200	20	MT ※6
				206	11月19日(金) ～ 11月21日(日)	37,300	37,300	26,200	20	MT ※6
			安全運転管理者研修（3日間）	207	2月4日(金) ～ 2月6日(日)	37,300	37,300	26,200	20	MT ※6
指定研修施設（研修所）	茨城県	自動車安全運転センター安全運転中央研修所	ドライバー研修（3日間）	301	5月17日(月) ～ 5月19日(水)	※8 87,700	※8 87,700	61,400	30	大型
				302	5月26日(水) ～ 5月28日(金)	※8 69,200	※8 69,200	48,500	30	準中型 ※9
				303	6月2日(水) ～ 6月4日(金)	※8 87,700	※8 87,700	61,400	30	大型
				304	7月21日(水) ～ 7月23日(金)	※8 87,700	※8 87,700	61,400	30	大型
				305	8月30日(月) ～ 9月1日(水)	※8 87,700	※8 87,700	61,400	30	大型
				306	2月1日(火) ～ 2月3日(木)	※8 87,700	※8 87,700	61,400	30	大型
				307	2月16日(水) ～ 2月18日(金)	※8 87,700	※8 87,700	61,400	30	中型 ※9
				308	2月26日(土) ～ 2月28日(月)	※8 87,700	※8 87,700	61,400	30	大型
	滋賀県	クレフィール湖東交通安全研修所	ドライバー研修（3日間）	309	7月22日(木) ～ 7月24日(土)	83,820	83,820	58,720	16	
				310	1月6日(木) ～ 1月8日(土)	83,820	83,820	58,720	16	
				311	1月20日(木) ～ 1月22日(土)	83,820	83,820	58,720	16	
			安全運転管理者研修（3日間）	312	9月16日(木) ～ 9月18日(土)	88,220	88,220	61,820	16	
				313	10月28日(木) ～ 10月30日(土)	88,220	88,220	61,820	16	
指定研修施設（教習所）※10	北海道	総合交通教育センタードライビングアカデミー北海道	一般・初任ﾄﾞﾗｲﾊﾞｰ研修（3日間）	314	5月14日(金) ～ 5月16日(日)	64,000	64,000	44,800	20	西地区※11
				315	7月9日(金) ～ 7月11日(日)	64,000	64,000	44,800	20	西地区※11
				316	10月16日(土) ～ 10月18日(月)	64,000	64,000	44,800	20	東地区※11
			添乗・指導管理者研修（3日間）	317	9月10日(金) ～ 9月12日(日)	64,000	64,000	44,800	20	西地区※11
				318	10月23日(土) ～ 10月25日(月)	64,000	64,000	44,800	20	東地区※11
	青森県	総合交通教育センタードライビングアカデミー弘前	一般・初任ﾄﾞﾗｲﾊﾞｰ研修（3日間）	319	4月17日(土) ～ 4月19日(月)	70,000	70,000	49,000	30	
				320	5月9日(日) ～ 5月11日(火)	70,000	70,000	49,000	30	
				321	6月20日(日) ～ 6月22日(火)	70,000	70,000	49,000	30	
				322	7月18日(日) ～ 7月20日(火)	70,000	70,000	49,000	30	
				323	1月22日(土) ～ 1月24日(月)	70,000	70,000	49,000	30	
	宮城県	総合交通教育センタードライビングアカデミー宮城	一般・初任ﾄﾞﾗｲﾊﾞｰ研修（3日間）	324	6月12日(土) ～ 6月14日(月)	66,000	66,000	46,200	20	東地区※12
				325	7月17日(土) ～ 7月19日(月)	66,000	66,000	46,200	20	西地区※12
				326	10月23日(土) ～ 10月25日(月)	66,000	66,000	46,200	20	西地区※12
	福島県	総合交通教育センタードライビングアカデミー南湖	一般・初任ﾄﾞﾗｲﾊﾞｰ研修（3日間）	327	7月16日(金) ～ 7月18日(日)	71,500	71,500	50,100	20	
				328	11月12日(金) ～ 11月14日(日)	71,500	71,500	50,100	20	

研修区分	所在地	研修施設	研修名	研修コード	日程	研修受講料 ※1	Gマーク事業者 全ト協助成額 (10／10)	全ト協助成額 (7／10)	定員	備考
指定研修施設（教習所）※10	群馬県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー ぐんま	一般・初任ﾄﾞﾗｲﾊﾞｰ研修 (3日間)	329	4月10日(土) ～ 4月12日(月)	72,160	72,160	50,560	20	
				330	5月15日(土) ～ 5月17日(月)	72,160	72,160	50,560	20	
				331	6月26日(土) ～ 6月28日(月)	72,160	72,160	50,560	20	
				332	7月17日(土) ～ 7月19日(月)	72,160	72,160	50,560	20	
				333	10月2日(土) ～ 10月4日(月)	72,160	72,160	50,560	20	
				334	11月6日(土) ～ 11月8日(月)	72,160	72,160	50,560	20	
			(運行・安全運転・添乗) 管理者研修(3日間)	335	5月22日(土) ～ 5月24日(月)	72,160	72,160	50,560	20	
				336	7月10日(土) ～ 7月12日(月)	72,160	72,160	50,560	20	
				337	11月13日(土) ～ 11月15日(月)	72,160	72,160	50,560	20	
	千葉県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 千葉 東洋自動車教習所	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	338	5月10日(月) ～ 5月12日(水)	72,270	72,270	50,670	20	
				339	6月21日(月) ～ 6月23日(水)	72,270	72,270	50,670	20	
				340	8月16日(月) ～ 8月18日(水)	72,270	72,270	50,670	20	
				341	10月4日(月) ～ 10月6日(水)	72,270	72,270	50,670	20	
				342	11月8日(月) ～ 11月10日(水)	72,270	72,270	50,670	20	
			安全運転管理者研修(3日間)	343	9月6日(月) ～ 9月8日(水)	72,270	72,270	50,670	20	
	神奈川県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 小田原	一般・初任運転者研修 (3日間)	344	6月6日(日) ～ 6月8日(火)	72,600	72,600	50,900	20	
				345	10月17日(日) ～ 10月19日(火)	72,600	72,600	50,900	20	
				346	12月19日(日) ～ 12月21日(火)	72,600	72,600	50,900	20	
	岐阜県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 大原	ドライバー安全研修 (3日間)	347	4月17日(土) ～ 4月19日(月)	63,800	63,800	44,700	20	準中型～大型 ※13
				348	5月15日(土) ～ 5月17日(月)	63,800	63,800	44,700	20	準中型～大型 ※13
				349	6月12日(土) ～ 6月14日(月)	63,800	63,800	44,700	20	準中型～大型 ※13
				350	7月10日(土) ～ 7月12日(月)	63,800	63,800	44,700	20	準中型～大型 ※13
	兵庫県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー ABOSHI	一般・初任ﾄﾞﾗｲﾊﾞｰ研修 (3日間)	351	5月11日(火) ～ 5月13日(木)	72,860	72,860	51,060	20	
				352	5月25日(火) ～ 5月27日(木)	72,860	72,860	51,060	20	
				353	6月8日(火) ～ 6月10日(木)	72,860	72,860	51,060	20	
				354	10月19日(火) ～ 10月21日(木)	72,860	72,860	51,060	20	
				355	11月9日(火) ～ 11月11日(木)	72,860	72,860	51,060	20	
	広島県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー テクノ	一般・初任ﾄﾞﾗｲﾊﾞｰ研修 (3日間)	356	5月29日(土) ～ 5月31日(月)	72,500	72,500	50,800	20	準中型～大型 ※14
				357	10月9日(土) ～ 10月11日(月)	72,500	72,500	50,800	20	準中型～大型 ※14
	愛媛県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 石原	一般・初任ﾄﾞﾗｲﾊﾞｰ研修 (3日間)	358	5月28日(金) ～ 5月30日(日)	72,600	72,600	50,900	20	
				359	11月19日(金) ～ 11月21日(日)	72,600	72,600	50,900	20	
	福岡県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー ONGA	一般・初任ﾄﾞﾗｲﾊﾞｰ研修 (3日間)	360	4月10日(土) ～ 4月12日(月)	67,000	67,000	46,900	20	
				361	4月24日(土) ～ 4月26日(月)	67,000	67,000	46,900	20	
				362	6月12日(土) ～ 6月14日(月)	67,000	67,000	46,900	20	
				363	8月21日(土) ～ 8月23日(月)	67,000	67,000	46,900	20	
				364	10月23日(土) ～ 10月25日(月)	67,000	67,000	46,900	20	
				365	1月15日(土) ～ 1月17日(月)	67,000	67,000	46,900	20	
			添乗・指導管理者研修 (3日間)	366	5月15日(土) ～ 5月17日(月)	67,000	67,000	46,900	20	
				367	7月10日(土) ～ 7月12日(月)	67,000	67,000	46,900	20	
				368	9月25日(土) ～ 9月27日(月)	67,000	67,000	46,900	20	
				369	11月27日(土) ～ 11月29日(月)	67,000	67,000	46,900	20	
	宮崎県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー MIYUKI	一般・初任ﾄﾞﾗｲﾊﾞｰ研修 (3日間)	370	6月26日(土) ～ 6月28日(月)	67,000	67,000	46,900	20	
				371	11月13日(土) ～ 11月15日(月)	67,000	67,000	46,900	20	

(全体の注意事項について)

※1. 研修受講料は税込価格です。また、研修受講料には所定の宿泊代・食事代等を含みます。(所定の金額を超えるものは自己負担となります)

※2. 都道府県トラック協会の予算等の都合により、助成金の交付が受けられない場合でも、自費負担にてこれらの研修を受講することは可能です。

※3. 研修施設の近隣にお住まいの場合等、研修期間中に宿泊をせず、自宅等から研修施設に通うことをご希望される場合は、その可否等について当該研修施設にお問い合わせ下さい。

(各研修施設における注意事項について)

※4. 中部トラック総合研修センターの「準中型」は5t限定準中型免許不可です。

※5. 中部トラック総合研修センターでは送迎、前泊、後泊不可です。

※6. 埼玉県トラック総合教育センターの研修はAT限定免許不可です。

※7. 埼玉県トラック総合教育センターは前泊、後泊不可です。

※8. 自動車安全運転センターのみ、食事代は現地払いとなります。受講料納入にあたっては、所定の食事代(3，700円)を差し引いた金額をお支払いください。なお、所定の金額を上回る食事代については、自己負担となりますのでご注意ください。
(例)研修コード301の研修を受講する場合:安全運転中央研修所に84，000円を納入し、差額の3．700円を現地食事代として使用してください。

※9. 自動車安全運転センターの「中型」は中型8t限定免許不可、「準中型」は準中型5t限定免許不可です。
(大型は11トン車、中型は4トン・6トン車、準中型はMT車を使用)

※10. 指定研修施設(教習所)における前泊・後泊の手配の可否・料金等は、研修施設へお問い合わせください。

※11. ドライビングアカデミー北海道は「東地区会場」と「西地区会場」の2会場がありますのでご注意ください。

※12. ドライビングアカデミー宮城は「東地区会場」と「西地区会場」の2会場がありますのでご注意ください。

※13. ドライビングアカデミー大原の準中型以上(5t限定準中型免許不可)の定員の内訳人数は研修施設へお問い合わせください。

※14. ドライビングアカデミーテクノの準中型以上の定員の内訳人数は研修施設へお問い合わせください。

【別表 2】

令和3年度ドライバー等安全教育訓練促進助成制度 一般研修一覧

研修区分	所在地	研修施設	研修名	研修ｺｰﾄﾞ	備考
特定研修施設	愛知県	中部トラック総合研修センター	ドライバーステップアップ研修(中型車使用)	1001	
	埼玉県	埼玉県トラック総合教育センター	新人乗務員研修	1002	
			事故防止乗務員研修	1003	
指定研修施設（研修所）	茨城県	自動車安全運転センター安全運転中央研修所	貨物自動車運転者課程(準中型車使用)	1004	※1
			貨物自動車運転者課程(中型車使用)	1005	※2
			貨物自動車運転者課程(大型車使用)	1006	※3
	滋賀県	クレフィール湖東交通安全研修所	ドライバー安全運転研修	1007	
指定研修施設（教習所）	北海道	総合交通教育ｾﾝﾀｰ ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ 北海道	一般・初任ドライバー研修	1008	
	青森県	総合交通教育ｾﾝﾀｰ ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ 弘前	一般・初任運転者研修	1009	
	宮城県	総合交通教育ｾﾝﾀｰ ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ 宮城	一般・初任ドライバー研修	1010	
	福島県	総合交通教育ｾﾝﾀｰ ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ 南湖	一般運転者研修	1011	
			初任運転者研修	1012	
	群馬県	総合交通教育ｾﾝﾀｰ ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ ぐんま	一般ドライバー研修	1013	
			初任ドライバー研修	1014	
	千葉県	総合交通教育ｾﾝﾀｰ ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ 千葉	一般・初任ドライバー研修	1015	
			安全運転管理者研修	1016	
	神奈川県	総合交通教育ｾﾝﾀｰ ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ 小田原	一般・初任運転者研修	1017	
	岐阜県	総合交通教育ｾﾝﾀｰ ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ 大原	貨物ドライバー習熟研修	1018	
	兵庫県	総合交通教育ｾﾝﾀｰ ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ ABOSHI	一般・初任運転者	1019	
	広島県	総合交通教育ｾﾝﾀｰ ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ テクノ	一般・初任ドライバー研修	1020	
	愛媛県	総合交通教育ｾﾝﾀｰ ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ 石原	一般・初任ドライバー研修	1021	
	福岡県	総合交通教育ｾﾝﾀｰ ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ ONGA	一般・初任・貨物運転者研修	1022	
			添乗(同乗)指導者研修	1023	
	宮崎県	総合交通教育ｾﾝﾀｰ ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ MIYUKI	一般・初任ドライバー研修	1024	

※1. この研修は、準中型車のMT車を使用します。(5t限定準中型免許不可)

※2. この研修は、4トン・6トン車を使用します。(8t限定中型免許不可)

※3. この研修は、11トン車を使用します。(要大型免許)

●この一覧表にある研修は、全て2日間研修です。(1泊2日)

●研修日程・受講料等詳細については、各研修施設にお問い合わせ下さい。

●全ト協助成額については、研修受講料にかかわらず1講座10,000円とします。

●中部トラック総合研修センターは送迎、前泊、後泊不可。

●埼玉県トラック総合教育センターは前泊、後泊不可。

●指定研修施設(教習所)における前泊・後泊の手配の可否・料金等は、研修施設へお問い合わせください。

●都道府県トラック協会の予算等の都合により、助成金の交付が受けられない場合でも、自費負担にてこれらの研修を受講することは可能です。

●研修施設の近隣にお住まいの場合等、研修期間中に宿泊をせず、自宅等から研修施設に通うことをご希望される場合は、その可否等について当該研修施設にお問い合わせ下さい。

手続きの流れ（フロー）

※下記は標準的な手続きの流れを示したものですが、申請先の協会・研修施設によっては、手続きの内容が若干異なる場合があります。その場合は、申請先の指示に従っていただくようお願いいたします。

①都道府県トラック協会への事前確認

研修施設への予約の前に、ご所属の都道府県トラック協会にお問い合わせの上、助成金交付の可否・人数等についてご確認ください。
（※予算の残額によっては、助成金の交付が受けられない場合があります。）

②研修施設への研修予約申込み

研修施設に日程等をお問い合わせの上、研修の予約を行ってください。
研修施設から提出書類や手続きにつき指示があった場合は、それに従ってください。
また、受講開始日の７日前までに、受講料を納入してください。

③都道府県トラック協会への助成金交付申込み

上記２の研修の予約とは別個に、「助成申込書」（様式１）により、ご所属の都道府県トラック協会に助成金の交付をお申し込みください。
（※都道府県トラック協会は、研修施設に「助成申込書」を参考として転送します）

④研修受講

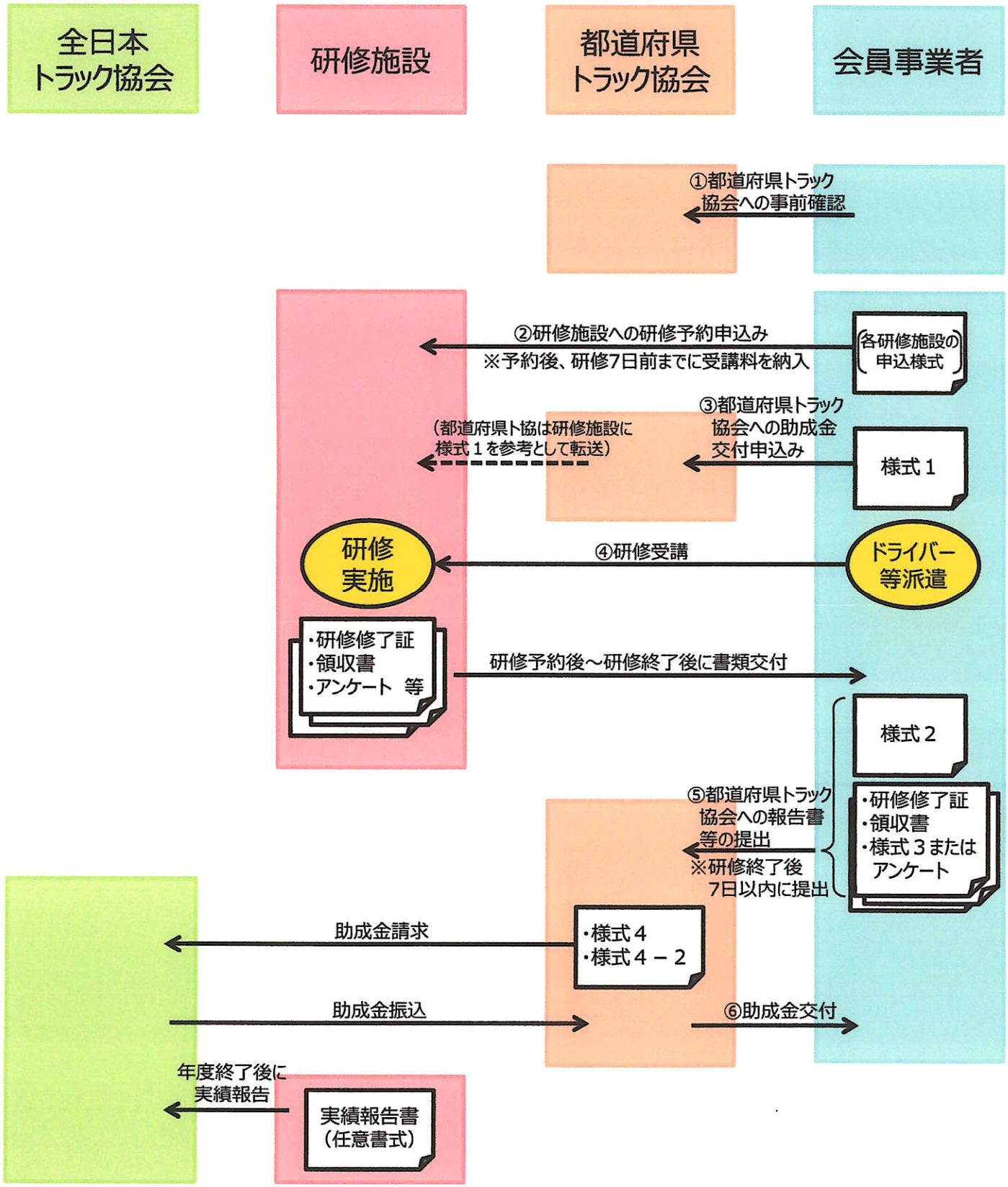
研修の全カリキュラムを修了してください。

⑤都道府県トラック協会への報告書等の提出

ご所属の都道府県トラック協会に、研修終了後７日間以内に、実施報告書（様式２）及び添付書類（修了証、領収書等）をご提出ください。
（※研修施設で記入したアンケートがある場合、これを参加報告書（様式３）に代えることができます）

⑥都道府県トラック協会から助成金交付

手続きの流れ（図）


全日本
トラック協会
研修施設
都道府県
トラック協会
会員事業者
①都道府県トラック
協会への事前確認
②研修施設への研修予約申込み
※予約後、研修7日前までに受講料を納入
各研修施設の
申込様式
③都道府県トラック
協会への助成金
交付申込み
（都道府県ト協は研修施設に
様式１を参考として転送）
様式１
研修
実施
④研修受講
ドライバー
等派遣
・研修修了証
・領収書
・アンケート　等
研修予約後～研修終了後に書類交付
様式２
⑤都道府県トラック
協会への報告書
等の提出
※研修終了後
7日以内に提出
・研修修了証
・領収書
・様式３または
アンケート
助成金請求
・様式４
・様式４－２
助成金振込
⑥助成金交付
年度終了後に
実績報告
実績報告書
（任意書式）

様式1（第11条関係）

ドライバー等安全教育訓練助成申込書

＿＿＿＿＿＿＿＿都道府県トラック協会会長殿		申込年月日　令和　　年　　月　　日	
研修施設	1. 中部トラック総合研修センター 3. 安全運転中央研修所 5. ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ 北海道 7. ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ 宮城 9. ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ ぐんま 11. ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ 小田原 13. ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ ABOSHI 15. ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ 石原 17. ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ MIYUKI	2. 埼玉県トラック総合教育センター 4. クレフィール湖東 6. ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ 弘前 8. ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ 南湖 10. ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ 千葉 12. ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ 大原 14. ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ テクノ 16. ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ ONGA	
研修名	1.特別研修：【別表1】参照 2.一般研修：【別表2】参照 研修名：		
日程等　特別研修（3泊4日）（2泊3日）・一般研修（1泊2日）	研修コード［　　］令和　年　月　日 ～ 月　日（　日間）		
事業者名	印		
支店名・営業所名			
Gマーク認定証番号（該当の場合のみ記入）			
申込責任者	役職　　氏名		
会社所在地	〒　－		
電　話	（　）	FAX	（　）
研修受講者（ﾄﾞﾗｲﾊﾞｰ等）	ふりがな 氏名	生年月日	昭和・平成　年　月　日生まれ
		乗車トン数	トン車 ※埼玉県トラック総合教育センターを申込の方のみ記入
自宅住所	〒　－　　電話（緊急連絡先）（　）		
助成金交付申請額	円	※「特別研修」は【別表1】の「Gマーク事業者全ト協助成額」または「全ト協助成額」の金額を記入 ※「一般研修」は一律10，000円	
前　泊（助成対象外）	する ・ しない （対応可否について予約時に各研修施設へお問合せ下さい）	後　泊（助成対象外）	する ・ しない （対応可否について予約時に各研修施設へお問合せ下さい）
備　考	送迎希望→□ （対応可否について予約時に各研修施設へお問合せ下さい）		

※1. 申し込みの前に、研修施設に日程等を確認し予約を済ませてください。
※2. 太線内をもれなく記入し、該当番号又は項目を丸で囲んでください。
※3. 所属する都道府県トラック協会に提出してください。
※4. 埼玉県トラック総合教育センターを受講する場合は、乗車トン数を記入ください。
※5. 中部トラック総合研修センター、埼玉県トラック総合教育センターは前泊、後泊出来ません。
※6. 安全運転中央研修所は後泊はできません。
※7. その他指定研修施設（教習所）における前泊・後泊の可否は、研修施設へお問合せ下さい。

様式１の（１）

ドライバー等安全教育訓練助成申込書

令和　　年　　月　　日

公益社団法人　沖縄県トラック協会長　　殿

住所
名称又は事業所名
代表者名　　印
電話番号
担当者名

下記のとおりドライバー等安全教育訓練への参加を申し込みます。

記

参加者名	
日程等	研修コード□□□　令和　年　月　日　～　月　日（　日間）
交通費	＿＿＿駅～＿＿＿駅（バス・鉄道・航空）＿＿＿円（片道） ＿＿＿駅～＿＿＿駅（バス・鉄道・航空）＿＿＿円（片道） ＿＿＿駅～＿＿＿駅（バス・鉄道・航空）＿＿＿円（片道） ＿＿＿駅～＿＿＿駅（バス・鉄道・航空）＿＿＿円（片道） ＿＿＿駅～＿＿＿駅（バス・鉄道・航空）＿＿＿円（片道） ＿＿＿駅～＿＿＿駅（バス・鉄道・航空）＿＿＿円（片道） ＿＿＿駅～＿＿＿駅（バス・鉄道・航空）＿＿＿円（片道） ＿＿＿駅～＿＿＿駅（バス・鉄道・航空）＿＿＿円（片道） 合計＿＿＿＿＿＿＿＿円

様式2（第13条関係）

ドライバー等安全教育訓練実施報告書

＿＿＿＿＿＿都道府県トラック協会会長殿		報告年月日 令和　　年　　月　　日	
研修施設	1. 中部トラック総合研修センター 3. 安全運転中央研修所 5. ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ 北海道 7. ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ 宮城 9. ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ ぐんま 11. ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ 小田原 13. ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ ABOSHI 15. ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ 石原 17. ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ MIYUKI	2. 埼玉県トラック総合教育センター 4. クレフィール湖東 6. ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ 弘前 8. ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ 南湖 10. ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ 千葉 12. ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ 大原 14. ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ テクノ 16. ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｱｶﾃﾞﾐｰ ONGA	
研修名	1.特別研修：【別表1】参照 2.一般研修：【別表2】参照 研修名：		
日程等 特別研修（3泊4日）（2泊3日） 一般研修（1泊2日）	研修コード［　］［　］［　］［　］　令和　年　月　日 ～ 月　日（　日間）		
事業者名	印		
支店名・営業所名			
Gマーク認定証番号（該当の場合のみ記入）			
申込責任者	役職　　氏名		
会社所在地	〒　－		
電　話	（　）	FAX	（　）
研修受講者（ﾄﾞﾗｲﾊﾞｰ等）	ふりがな 氏名　　生年月日：昭和・平成　年　月　日生まれ		
自宅住所	〒　－		
助成金 交付申請額	円	※「特別研修」は【別表1】の「Gマーク事業者全ト協助成額」または「全ト協助成額」の金額を記入 ※「一般研修」は一律10，000円	
助成金 振込先（事業者に限る）	銀行　支店　（普通・当座）預金 ・口座番号 ＿＿＿＿＿＿ ふりがな 口座名義		
備　考			

○添付書類
(1)研修参加報告書
(2)研修修了証の写し
(3)受講料に係る領収書（銀行振込金受取証等でも可）の写し

※1. 太線内をもれなく記入し、該当番号又は項目を丸で囲んでください。
※2. 所属する都道府県トラック協会に提出してください。
※3. 安全運転中央研修所の研修受講料(特別研修)は、【別表1】に記載の金額（食事代を含めた金額）を記入してください
また、食事代に係る領収書は添付不要です。

様式２の（１）

ドライバー等安全教育訓練実施報告書（兼）請求書

令和　　年　　月　　日

公益社団法人　沖縄県トラック協会長　　殿

住所
名称又は事業所名
代表者名　　印
電話番号
担当者名

ドライバー等安全教育訓練促進助成制度実施要綱第１１条に基づき、実施報告及び助成金の交付を下記の通り請求します。

請　求　額　　円＝①+②+④

１．内訳

参加者名		
日程等	研修コード□□□　令和　年　月　日　～　月　日（　日間）	
研修受講助成金額	全ト協※１	沖ト協※２
	①　円	②　円
※１「特別研修」は受講料の７割、Ｇマーク認定事業所は１０割、「一般研修」は一律１万円 ※２Ｇマーク未認定事業所は３割		
交通費	駅～駅（バス・鉄道・航空）　円（片道） 駅～駅（バス・鉄道・航空）　円（片道） 駅～駅（バス・鉄道・航空）　円（片道） 駅～駅（バス・鉄道・航空）　円（片道） 駅～駅（バス・鉄道・航空）　円（片道） 駅～駅（バス・鉄道・航空）　円（片道） 駅～駅（バス・鉄道・航空）　円（片道） 駅～駅（バス・鉄道・航空）　円（片道） ③　合計　円 ④　③÷２＝　円	

○添付資料 → 交通費（バス・鉄道・航空）運賃の領収書等の写し　（タクシーは助成対象外）

様式３（第１３条関係）

研 修 参 加 報 告 書

会社名・営業所名　　氏名

事業改善のためご意見をお聞かせ下さい

1．研修に参加した感想（○で囲んで下さい）

Ａ．大変役に立った　Ｂ．役に立った　Ｃ．どちらとも言えない

Ｄ．あまり役に立たなかった　Ｅ．ほとんど役に立たなかった

2．研修に参加後、自身に該当するものに１つだけ○をして下さい

Ａ．今後の安全運転に対する自己改革ができた

Ｂ．自分の運転や業務に対する考え方が変わった

Ｃ．今までと同じ

Ａ．またはＢ．を選択した方で、特に役に立った事項があれば具体的に書いて下さい

3．研修内容について、今後受講したいと思う内容や改善点があれば書いて下さい

4．受講した研修施設の設備・指導員等について

Ａ．満足　Ｂ．悪い　Ｃ．どちらでもない

5．その他、ご意見・お気づきの点があれば自由に書いて下さい

※ この様式以外のアンケートフォーマットでの代用可

ご協力ありがとうございました

（公社）全日本トラック協会

トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群(SAS)
スクリーニング検査費助成金交付要綱

平成21年4月1日制定
(省略)
平成28年4月27目一部改正
平成30年4月25目一部改正
公益社団法人沖縄県トラック協会

(事業趣旨)

第1条　公益社団法人沖縄県トラック協会(以下「沖ト協」という。)は、新型コロナウイルスへの抵抗力・免疫力を高めるためには、良質な睡眠が必要であることに鑑み、貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に常時使用される運転者の睡眠時無呼吸症候群（以下「SAS」という。）患者の早期発見と適切な治療及び SAS 治療中の運転者に対し、点呼時の健康管理を通じて労働災害事故防止に寄与することを目的とし、SAS スクリーニング検査を受診させた運送事業者に対して助成金を交付する。

(対象検査の種類及び対象者)

第2条　助成の対象となる検査は、SAS スクリーニング検査のうち健康保険適用外である次に掲げる検査とし、運送事業者に常時使用される運転者とする。

(1)第1次検査（簡易アンケートによるチェック、解析、判定)

(2)第2次検査(フローセンサ法やパルスオキシメトリ法等による簡易スクリーニング検査)

(指定検査・医療機関)

第3条　SAS スクリーニング検査は、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）並びに沖ト協が認めた別紙1の指定検査・医療機関とする。

(助成対象額及び受診人数上限)

第4条　助成金の額及び、受診人数上限は別紙1のとおりとする。

(申請受付期限)

第5条　助成金申請受付期限は、SAS スクリーニング検査を受診する日の属する会計年度の１２月２８日までとする。ただし、１２月２８日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。（事前申込用紙1－1)

(助成適否の事前確認)

第6条　運送事業者は、助成適用の適否について、事前に沖ト協の確認を受けなければならない。

(検査の予約と申込み)

第7条　前条の確認を受けた運送事業者は、様式１－１「スクリーニング検査事前申込書」（以下「事前申込書」という。）を沖ト協に提出しなければならない。

2　事前申込書を提出した運送事業者は、検査を受けようとする指定検査・医療機関に予約し、予約した日より原則1ヶ月以内に検査を受けるものとする。

(検査の受診)

第8条　運送事業者は、様式１－２「スクリーニング検査申込書兼委任状」（以下「申込書兼委

任状」という。）に署名・捺印し、正本を指定検査・医療機関に提出し、写しを運送事業者が保管するものとする。

２　申込書兼委任状の取り扱いについては、指定検査・医療機関及び運送事業者は個人情報保護法に基づき、目的外利用及び紛失、流失などの無いよう十分注意しなければならない。

（実績報告及び助成金の請求）

第９条　運送事業者は、検査が完了したときは、第１０条の期日までに、様式１－３「スクリーニング検査実績報告書」（以下「実績報告書」という。）と指定検査・医療機関発行の検査費用明細書の写し及び領収証の写しを沖ト協に提出するものとする。

（助成金の交付請求期限）

第 10 条　前条の助成金交付請求期限は検査を受診した日の属する会計年度の１月末日までとする。ただし、１月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

（助成金交付）

第 11 条　沖ト協は、第９条の実績報告の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めたときは、運送事業者に対して助成金を交付する。

（検査の結果報告）

第 12 条　運送事業者は、第９条に規定する助成金の支払請求の後、SAS スクリーニング検査結果及び精密検査を受診した人についてはその結果について、全ト協ホームページ上に設置する「アンケート回答ページ」から回答する。

（指定検査・医療機関の結果報告）

第 13 条　指定検査・医療機関は、次の各号について様式１－６「検査の実績と受診者の判定比率」により、毎年度全ト協に報告するものとする。

（１）年間の検査の実績人数及び検査結果の判定人数と比率

（２）要精密検査と判定された後の治療状況等の報告

（その他必要な事項）

第 14 条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協が別にこれを定める。

附則（平成 21 年４月１日）

第１条　本要綱は平成 21 年４月１日より適用する。

（省略）

附則（平成 28 年４月 27 日）

第１条　本要綱は平成 28 年４月１日より適用する。

第２条　改正前の要綱（平成 27 年４月 30 日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成 30 年４月 25 日）

第１条　本要綱は平成 30 年４月１日より適用する。

別紙１

２０２１年４月１日現在

ＳＡＳスクリーニング検査指定検査・医療機関（第３条関係）

	指定検査・医療機関	所在地	連絡先
全ト協指定	ＮＰＯ法人健康睡眠研究所	東京都	03-5355-9941
	ＮＰＯ法人ヘルスケアネットワーク	大阪府	06-6965-3666
	一般財団法人運輸・交通ＳＡＳ対策支援センター	東京都	03-3359-9010
沖ト協指定	一般財団法人中部地区医師会検診センター	北谷町	098-936-8200
	一般財団法人琉球生命済生会　琉生病院	那覇市	098-885-5131

ＳＡＳスクリーニング検査助成額及び受診上限人数（第４条関係）

○会員事業者

		全ト協	沖ト協
受診上限人数 ※注１		１事業者あたり ２５人まで	１事業者あたり ２５人まで
助成額	第１次検査	検査費用の半額 （上限：500円）	検査費用の１／５ （上限：500円）
	第２次検査	検査費用の半額 （上限：2,000円）	検査費用の１／５ （上限：2,000円）

○非会員事業者

		全ト協	沖ト協
受診上限人数 ※注１		―	１事業者あたり ５人まで
助成額	第１次検査	―	検査費用の半額 （上限：100円）
	第２次検査	―	検査費用の半額 （上限：400円）

※注１常時使用される運転者のみ対象。

【様式１－１】　　（ 会員事業者 → 都道府県トラック協会 ）

トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群に係る

スクリーニング検査事前申込書

令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿トラック協会　会長　殿

トラック運転者の「睡眠時無呼吸症候群（SAS）」スクリーニング検査を申し込みます。

事業者名	
代表者名	印
住所	〒　　－
電話／ＦＡＸ番号	
連絡責任者名	
連絡先電話番号	

検査を申込みされる検査・医療機関名の右側に、申込みされる人数をご記入ください。

全ト協指定機関	NPO 法人　睡眠健康研究所	人
	NPO 法人　ヘルスケアネットワーク	人
	一般財団法人　運輸・交通 SAS 対策支援センター	人

申込検査・医療機関が、「全ト協指定検査・医療機関」以外の場合は、下記にご記入ください。

地方協会指定機関	検査・医療機関名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 代表者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 住所 〒　　－ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　担当者名＿＿＿＿＿＿＿＿	人

※　受診者数に変更が生じた場合は、必ず都道府県トラック協会までご連絡下さい。
特に増員については、受診前に連絡がない場合は助成が受けられなくなる場合もございます。

【様式１－２】　　（ 会員事業者 → 検査・医療機関 ）

トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群に係る

スクリーニング検査申込書兼委任状

令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 殿（検査を申込みされる検査・医療機関名をご記入ください。）

事業者名		（連絡責任者） 役職・氏名	
代表者名	印	電話番号	
住　所	〒　　－		

1. 私（申込者）は、睡眠時無呼吸症候群（以下「SAS」という。）のスクリーニング検査申込にかかる一切の事務及びSASスクリーニング検査結果の受領については、上記事業者に委任致します。また、検査の結果、「精密検査が必要」と判断された場合は、SASが原因と思われる健康起因事故及び労働災害事故を未然に防止することから検査・医療機関ならびに事業者の指導に従うことを同意致します。
2. 私（事業者）は、申込者の検査結果から得た個人情報の保護に充分配慮するとともに、検査結果を理由に、解雇や配置転換など申込者の不利益の無いようにすることを同意致します。
3. 私（事業者、申込者）は、SASスクリーニング機器の取り扱いについては充分注意致します。なお、不手際により破損、紛失等が生じた場合は相当額を賠償致します。
4. 正本は検査・医療機関に提出し、事業者は写しを保管する。なお、申込者より本状の写しを求められたときは当該者の欄のみの写しを渡す。

※ 検査・医療機関及び事業者は、個人情報保護法にもとづき、本状の取り扱いについて目的外利用並びに紛失、流失などの無いよう充分注意すること。

No.	機器No.	申込者氏名	ふりがな	同意年月日	印
1				年　月　日	
2				年　月　日	
3				年　月　日	
4				年　月　日	
5				年　月　日	
6				年　月　日	
7				年　月　日	
8				年　月　日	
9				年　月　日	
10				年　月　日	
11				年　月　日	
12				年　月　日	
13				年　月　日	
14				年　月　日	
15				年　月　日	
16				年　月　日	
17				年　月　日	
18				年　月　日	
19				年　月　日	
20				年　月　日	

（注）都道府県トラック協会への申請（様式１－１）の提出はお済みでしょうか。
事前の申請がない場合は、助成が受けられない場合がありますので、ご注意ください。

【様式１－３】　　（ 会員事業者 → 都道府県トラック協会 ）

トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群に係る

スクリーニング検査実績報告書

令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿トラック協会　会長　殿

トラック運転者の「睡眠時無呼吸症候群（SAS）」スクリーニング検査助成金の交付を申請いたします。

助成金交付申請金額 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 円

受診した検査・医療機関 いずれかを〇で囲んでください。 地方協会　指定検査・医療機関 で受診の場合 検査・医療機関を ご記入ください。	1. NPO 法人睡眠健康研究所 2. NPO 法人ヘルスケアネットワーク 3. 一般財団法人　運輸・交通 SAS 対策支援センター 4. 地方協会指定　検査・医療機関 検査・医療機関名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 代表者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 住所 〒　　－ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　担当者名＿＿＿＿＿＿＿＿
事業者名	
代表者名	印
住所	〒　　－
電話番号	

一次検査受診者数	人	二次検査受診者数	人
事前申込書【様式１－１】でご記入いただいた申込み人数			人

事前申込書【様式１－１】に対する受診状況についていずれかを〇で囲んでください。

1.　申請通りに全員受診済み

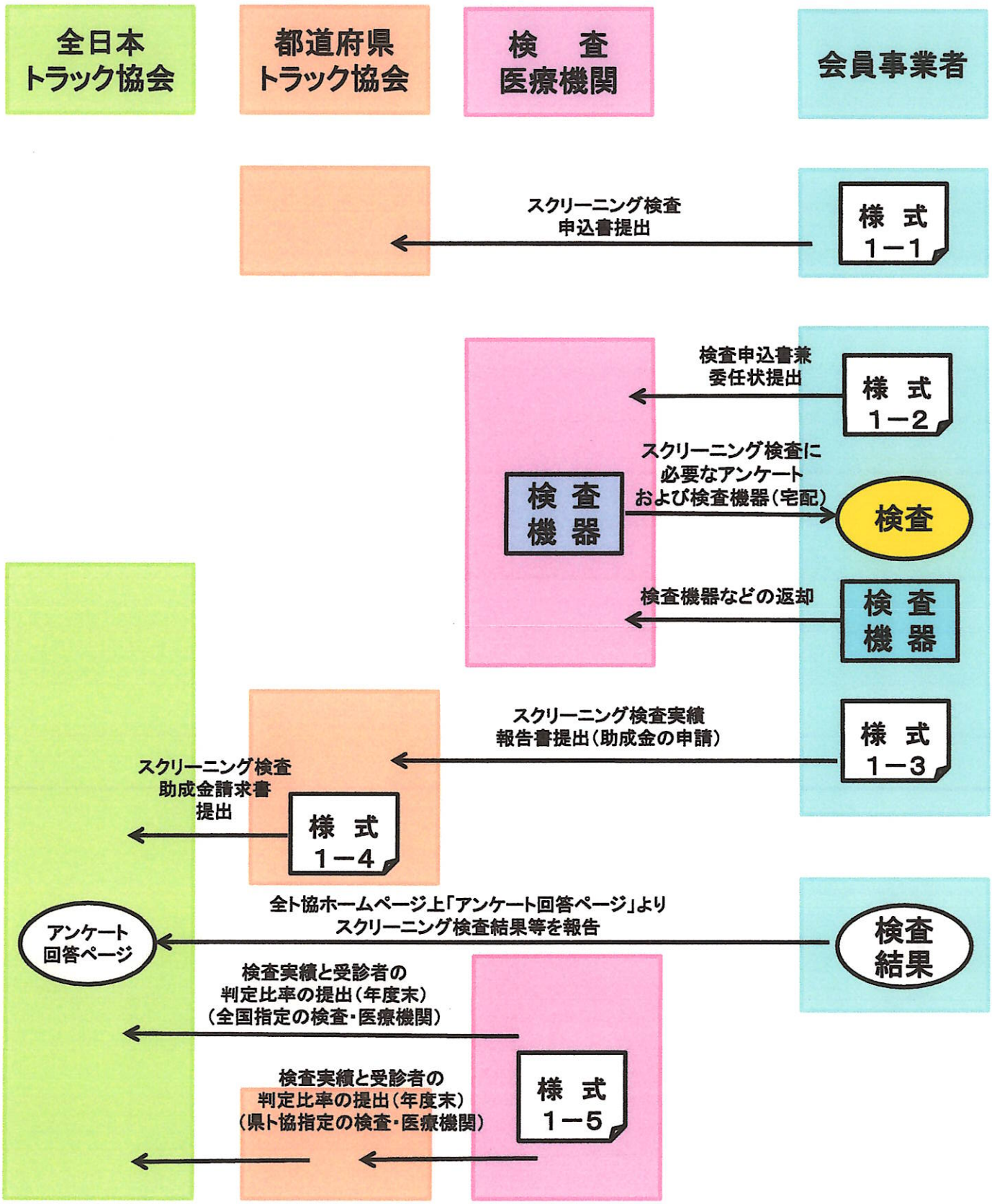
2.　一部未受診者あり（①これから受診する　　人　②受診は中止する　　人）

※ 未受診の方は早急に検査を受けてください。また、事前申込書の検査受診人数を超過することはできません。

振込先金融機関	金融機関名	銀行　　支店
	口座名義	
	口座番号	1. 普通 2. 当座

※ 検査・医療機関の検査明細書の写し及び領収書の写しを添付してください。

書類提出～助成までの流れ



アルコール検知器導入助成金交付要綱

平成21年4月22日制定
（省略）
平成28年4月27日一部改正
平成30年4月25日一部改正
公益社団法人　沖縄県トラック協会

（事業趣旨）
第１条　公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）は、事故防止対策の推進を務めるために、アルコール検知器（以下「検知器」という。）を導入する貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に対して助成金を交付する。

（対象検知器）
第２条　助成の対象となる検知器は、次に掲げる検知器とする。
第１条　携帯型アルコール検知器
第２条　据置型アルコール検知器
第３条　記録型アルコール検知器

（交付額及び導入台数）
第３条　助成金の額及び、導入台数は、別紙１のとおりとする。

（実績報告及び助成金の請求）
第４条　運送事業者は、検知器導入が完了したときは、第５条の期日までに、様式１「アルコール検知器導入助成金実績報告書（兼）請求書」（以下「請求書」という。）、様式２「アルコール検知器導入助成金内訳書」並びに、導入したことが確認できる書面（領収証又はリース契約書等）の写しを沖ト協に提出しなければならない。

（助成金の交付請求期限）
第５条　前条の助成金交付請求期限は導入した日の属する会計年度の１月末日までとする。ただし、１月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

（助成金交付）
第６条　沖ト協は、第４条の請求書の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めたときは、運送事業者に対して助成金を交付する。

（その他必要な事項）
第７条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協が別にこれを定める。

附則（平成２１年４月２２日）
１．本要綱は平成２１年４月２２日より適用する。

附則（平成２８年４月２７日）
１．本要綱は平成２８年４月１日より適用する。
２．改正前の要綱（平成２５年５月３０日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成３０年４月２５日）
１．本要綱は平成３０年４月１日より適用する。

別紙１

アルコール検知器導入助成金額及び導入台数（第３条関係）

令和３年４月１日現在

<table>
<tr><th colspan="2">優先順位</th><th colspan="2">沖ト協　会員事業者</th><th colspan="2">沖ト協　非会員事業者</th></tr>
<tr><td>①</td><td>導入台数上限</td><td colspan="2">事業用車両数（自走車）の２分の１
（但し１０機器分を上限とする。）</td><td colspan="2">事業用車両数（自走車）の１０分の１
（但し２機器分を上限とする。）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">②</td><td rowspan="2">１機器あたりの助成金額</td><td>携帯型</td><td>５，０００円
（5,000円を下回る場合は、実費相当額とする。）</td><td>携帯型</td><td>１，０００円
（1,000円を下回る場合は、実費相当額とする。）</td></tr>
<tr><td>据置・記録型</td><td>税抜導入価格の２分の１</td><td>据置・記録型</td><td>税抜導入価格の１０分の１</td></tr>
<tr><td rowspan="2">③</td><td rowspan="2">助成金額上限</td><td colspan="2" rowspan="2">①の導入台数上限×５，０００円
（最大５０，０００円迄）</td><td>携帯型</td><td>①の導入台数上限×1,０００円</td></tr>
<tr><td>据置・記録型</td><td>①の導入台数上限×2,０００円
（最大4,000円迄）</td></tr>
</table>

※①の車両数は、端数切り上げとする。

様式　1

アルコール検知器導入助成金実績報告書（兼）請求書

令和　　年　　月　　日

公益社団法人　沖縄県トラック協会長　　殿

申請者
住所
名称又は事業所名
代表者名　　㊞
電話番号
担当者名

アルコール検知器導入助成金交付要綱第４条に基づき、アルコール検知器導入助成金の交付について、下記の通り請求します。

請　求　額　　円

１.内訳
① アルコール検知器導入台数　　台

２.添付資料
① アルコール検知器導入内訳書（様式２）
② 領収書（写）又はリース契約書（写）

３.振込先銀行口座

銀　行　名	
支　店　名	
預　　金	普通預金　・　当座預金
口 座 番 号	
口 座 名 義	フリガナ

（注）沖ト協に提出してください。

様式2（会員事業者用）

アルコール検知器導入助成金内訳書

請求月日　　令和　　年　　月　　日

事業者名

●基礎数

① 登録台数 （自走車）	② 助成上限台数 （①÷2） ※10台以下（端数切上）	③ 1機器あたり の助成金額	④ 助成上限金額 （②×③） ※50,000円以下
（記入例） 30	10	5,000	50,000
		5,000	

●内訳

導入機器			導入台数	助成金額
商品名	区分	税抜価格 ※1		
	携帯 ・ 据置 ・ 記録			
	携帯 ・ 据置 ・ 記録			
	携帯 ・ 据置 ・ 記録			
合計			⑤	⑥

※1 税抜価格には、保守契約（初期セットアップ等）、消耗品（マウスピース、ロール紙等）の費用は含まれないものとする。

定期健康診断受診費助成金交付要綱

平成26年3月26日制定
平成28年4月27日一部改正
平成30年4月25日一部改正
公益社団法人沖縄県トラック協会

（事業趣旨）

第１条　公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）は、貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に常時使用される運転者の健康状態に起因する事故防止対策及び、健康診断の受診率の向上を図るため、健康診断を受診させた運送事業者に対して助成金を交付する。

（対象健康診断の種類及び対象者）

第２条　助成の対象となる健康診断は、労働安全衛生法規則第４４条の定期健康診断とし、次に掲げる項目を受診した運送事業者に常時使用される運転者とする。

① 既往歴及び業務歴の調査
② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
③ 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
④ 胸部エックス線検査及び喀痰検査
⑤ 血圧の測定
⑥ 貧血検査
⑦ 肝機能検査（ＧＯＴ、ＧＰＴ及びガンマーＧＴＰの検査）
⑧ 血中脂質検査（ＬＤＬコレステロール、ＨＤＬコレステロール、トリグリセライド）
⑨ 血糖検査
⑩ 尿検査
⑪ 心電図検査

（助成対象額及び受診人数上限）

第３条　助成金の額及び、受診人数上限は別紙１のとおりとする。

（実績報告及び助成金の請求）

第４条　運送事業者は、定期健康診断が完了したときは、第５条の期日までに、様式１「定期健康診断受診費助成金実績報告書（兼）請求書」（以下「請求書」という。）、様式２「定期健康診断受診費助成金受診者名簿」並びに、受診したことが確認（医療機関から発行される領収証、健康診断の種類及びその受診人数）できる書面の写しを沖ト協に提出しなければならない。

（助成金の交付請求期限）

第５条　前条の助成金交付請求期限は受診した日の属する会計年度の１２月末日までとする。ただし、１２月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

（助成金交付）

第６条　沖ト協は、第４条の請求書の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めたときは、運送事業者に対して助成金を交付する。

（その他必要な事項）

第７条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協が別にこれを定める。

附則（平成２６年３月２６日）

第１条 本要綱は平成２６年４月１日より適用する。

附則（平成２８年４月２７日）

第１条 本要綱は平成２８年４月１日より適用する。

附則（平成３０年４月２５日）

第１条 本要綱は平成３０年４月１日より適用する。

別紙１

定期健康診断受診費助成額及び受診上限人数（第３条関係）

令和３年４月１日現在

優先順位		会員事業者	非会員事業者
	受診上限人数 ※注１	１事業者あたり２５人まで	１事業者あたり５人まで
	１人あたりの助成額 ※注２	２，０００円	４００円

※注１　常時使用される運転者のみ対象

※注２　１人あたりの助成額を下回った場合は、実費分とする。

様式　1

定期健康診断受診費助成金実績報告書（兼）請求書

令和　　年　月　日

公益社団法人　沖縄県トラック協会長　　殿

申請者
住所
名称又は事業所名
代表者名　　㊞
電話番号
担当者名

定期健康診断受診費助成金交付要綱第４条に基づき、定期健康診断受診の助成金交付について下記の通り請求します。

請　求　額　　円

１．内訳
① 定期健康診断受診人数　　名

２．添付資料
① 定期健康診断受診費助成金受診者名簿（様式２）
② 領収証の写し（会社宛てのものに限る。従業員個人宛は不可）
※受診者名、検査項目、検査料金の単価が記載されている領収書(写)
※領収証に受診者名、検査項目、検査料金の単価が記載されていない場合は、検査医療機関発行の請求書及び明細書等の写しを添付下さい。

３．振込先銀行口座

銀　行　名	
支　店　名	
預　　金	普通預金　・　当座預金
口 座 番 号	
口 座 名 義	フリガナ

（注）沖ト協に提出してください。

様式 2

定期健康診断受診費助成金受診者名簿

請求月日 令和　　年　　月　　日

事業者名

●受診者名簿

	受診日	年齢	運転者氏名
1	月　　日		
2	月　　日		
3	月　　日		
4	月　　日		
5	月　　日		
6	月　　日		
7	月　　日		
8	月　　日		
9	月　　日		
10	月　　日		
11	月　　日		
12	月　　日		
13	月　　日		
14	月　　日		
15	月　　日		
16	月　　日		
17	月　　日		
18	月　　日		
19	月　　日		
20	月　　日		
21	月　　日		
22	月　　日		
23	月　　日		
24	月　　日		
25	月　　日		

突然死等予防対策検査費助成金交付要綱

平成21年4月1日制定
（省略）
平成28年4月27日一部改正
平成30年4月25日一部改正
公益社団法人沖縄県トラック協会

（事業趣旨）
第１条　公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）は、貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に常時使用される運転者の運転中における突発性運転不能障害を引き起こす可能性が高い疾患等（以下「突然死等」という。）に起因する事故防止を図るため、突然死等予防対策検査（以下「検査」という。）を受診させた運送事業者に対して助成金を交付する。
（突然死等の定義）
第２条　本要綱でいう突然死等とは、次に掲げるものとする。
（１）脳疾患
①脳内出血②くも膜下出血③脳梗塞④一過性脳虚血発作
（２）心臓・血管疾患
①心筋梗塞②狭心症③不整脈④弁膜症⑤解離性大動脈瘤
（対象検査の種類及び対象者）
第３条　助成の対象となる検査は、前条（１）にあたる検査を脳ドック、同（２）にあたる検査を心臓ドックとし、運送事業者に常時使用される運転者が検査を受診した場合、対象とする。
（助成対象額及び受診人数上限）
第４条　助成金の額及び、受診人数上限は別紙１のとおりとし、助成対象検査費に消費税は含まないものとする。
（実績報告及び助成金の請求）
第５条　運送事業者は、検査が完了したときは、第６条の期日までに、様式１「突然死等予防対策検査費助成金実績報告書（兼）請求書」（以下「請求書」という。）、検査したことが確認（医療機関から発行される領収証、検査の種類及びその受診者）できる書面の写しを沖ト協に提出しなければならない。
（助成金の交付請求期限）
第６条　前条の助成金交付請求期限は受診した日の属する会計年度の１月末日までとする。ただし、１月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。
（助成金交付）
第７条　沖ト協は、第５条の請求書の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めたときは、運送事業者に対して助成金を交付する。
（その他必要な事項）
第８条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協が別にこれを定める。

附則（平成２１年４月１日）
第１条 本要綱は平成２１年４月１日より適用する。
（省略）
附則（平成２８年４月２７日）
第１条本要綱は平成２８年４月１日より適用する。

附則（平成３０年４月２５日）
第１条本要綱は平成３０年４月１日より適用する。

別紙１

突然死等予防対策検査費助成額及び受診上限人数（第４条関係）

令和３年４月１日現在

		会員事業者	非会員事業者
①	受診上限人数 ※注１	１事業者あたり１人まで	１事業者あたり１人まで
②	１人あたりの助成額 ※注２	１５，０００円	３，０００円

※注１　常時使用される運転者のみ対象

※注２　１人あたりの助成額を下回った場合は、実費分とする。

様式　1

突然死等予防対策検査費助成金実績報告書（兼）請求書

令和　　年　　月　　日

公益社団法人　沖縄県トラック協会長　　殿

申請者
住所
名称又は事業所名
代表者名　　㊞
電話番号
担当者名

突然死等予防対策費助成金交付要綱第５条に基づき、定期健康診断受診の助成金交付について下記の通り請求します。

請　求　額　　円

１．内訳

①	検査受診者氏名	
②	検査種類	脳ドック　・　心臓ドック
③	検査受診年月日	令和　　年　　月　　日
④	検査受診費用（税抜）	

２．添付資料

① 検査受診したことが確認できる書面（写）
※受診者名、検査項目、検査料金の単価が記載されている領収書(写)
※領収証に受診者名、検査項目、検査料金の単価が記載されていない場合は、
検査医療機関発行の請求書及び明細書等の写しを添付下さい。

３．振込先銀行口座

銀　行　名	
支　店　名	
預　　金	普通預金　・　当座預金
口座番号	
口座名義	フリガナ

（注）沖ト協に提出してください。

ドライブレコーダ機器等導入促進助成金交付要綱

平成24年6月29日制定
（省略）
令和３年４月２８日一部改正
公益社団法人　沖縄県トラック協会

（事業趣旨）

第１条　公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）は、事故や急加速・急減速などの一定の衝撃が生じた際に、その前後の映像や走行データを記録するシステム（以下「ドライブレコーダ」という。）の普及を図るため、ドライブレコーダ機器等（以下「機器」という。）を導入する貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に対して助成金を交付する。

（対象機器）

第２条　助成の対象となる機器等は、映像や走行データを記録するドライブレコーダ車載器等とする。

（交付額）

第３条　１運送事業者に助成する交付額は、沖ト協に所属する運送事業者（以下「会員事業者」という。）は、２０機器導入分を限度とし、沖ト協に所属しない運送事業者（以下「非会員事業者」という。）は、４機器導入分を限度とする。

２　助成金の交付額は、当該年度に新たに第２条の機器を車両に装着した場合、１機器あたり取得価格の１／２（上限１万円）とする。

なお、国からの補助金が交付された機器に対しては助成金を交付しない。

※非会員への助成額　取得価格の１／２（上限２千円）

３　取得価格の２分の１に小数点以下の値が生じた場合、小数点以下の値は切り捨てる。

（実績報告及び助成金の請求）

第４条　運送事業者は、機器装着が完了したときは、対象機器の基準に応じて第５条の期日までに、様式１「ドライブレコーダ機器等導入促進助成金実績報告書（兼）請求書」（以下「請求書」という。）、様式２「ドライブレコーダ機器等導入内訳書」、装着したことが確認できる書面（領収証又はリース契約書等）の写し、装着した車両の自動車検査証の写し、並びに国の補助金交付申請を行わない旨の誓約書を沖ト協に提出しなければならない。

（助成金の交付請求期限）

第５条　前条の助成金交付請求期限は装着した日の属する会計年度の１月末日までとする。ただし、１月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

（助成金交付）

第６条　沖ト協は、第４条の請求書の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めたときは、運送事業者に対して助成金を交付する。

（機器の処分制限）

第７条　運送事業者は、交付対象となった機器が装着の日から起算して１年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。ただし、あらかじめ沖ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

２　運送事業者は前項による処分が行われたときは、沖ト協へ報告しなければならない。

（事故映像等の提供）

第８条　助成金の交付を受ける運送事業者は、沖ト協の求めがあった場合、原則として導入した機器で得られたヒヤリハット映像及び事故映像の提供に可能な限り協力するものとする。

（その他必要な事項）

第９条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協が別にこれを定める。

附則（平成２４年６月２９日）

（１）　本要綱は平成２４年４月１日より適用する。

（２）　ＥＭＳ・ドライブレコーダー機器導入促進助成金交付要綱（平成２４年１月２７日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成２５年５月３０日）

１．本要綱は平成２５年４月１日より適用する。

２．改正前の要綱（平成２４年６月２９日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成２８年４月２７日）

１．本要綱は平成２８年４月１日より適用する。

２．改正前の要綱（平成２５年５月３０日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成２９年４月２７日）

１．本要綱は平成２９年４月１日より適用する。

附則（平成３０年４月２６日）

１．本要綱は平成３０年４月１日より適用する。

附則（平成３１年４月２３日）

１．本要綱は平成３１年４月１日より適用する。

附則（令和３年４月２８日）

１．本要綱は令和３年４月１日より適用する。

様式　1

ドライブレコーダ機器等導入促進助成金実績報告書（兼）請求書

令和　　年　　月　　日

公益社団法人　沖縄県トラック協会長　　殿

申請者
住所
名称又は事業所名
代表者名　　㊞
電話番号
担当者名

ドライブレコーダ機器等導入促進助成金交付要綱第４条に基づき、ドライブレコーダ機器等導入促進助成金の交付について、下記の通り請求します。

請　求　額　　円

１．　内訳
① ドライブレコーダ機器等導入台数　　台

２．　添付資料
① ドライブレコーダ機器等導入内訳書（様式２）
② 領収書（写）又はリース契約書（写）
③ 装着した車両の自動車検査証（写）
④ 国の補助金交付申請を行わない旨の誓約書

３．　振込先銀行口座

銀　行　名	
支　店　名	
預　　金	普通預金　・　当座預金
口 座 番 号	
口 座 名 義	フリガナ

（注）沖ト協に提出してください。

様式 2

ドライブレコーダ機器等導入内訳書

請求月日　令和　　年　　月　　日

事業者名

整理番号	支店 営業所名	導入機器			台数 (台)	助成金額	導入価格 (消費税は除く)	装着日
		分類※	メーカー名	型式				
								令和　年　月　日
								令和　年　月　日
								令和　年　月　日
								令和　年　月　日
								令和　年　月　日
								令和　年　月　日
記入例	本社		●●●●●	●●-●●●●	1	10,000	30,000	令和○年○月○日
合　　計								

※導入価格には機械本体価格の他、部品や付属品等の費用を含むものとする。なお取付工賃や消費税は導入価格には含まない。

令和　　年　　月　　日

公益社団法人　沖縄県トラック協会長　　殿

住所
名称又は事業所名
代表者名　　㊞
電話番号
担当者名

誓　　約　　書

弊社は、下記機器の導入に対して国の補助金交付申請を行わない（行っていない）ことを、ここにお誓いいたします。

記

1．　機 器 名 ：

2．　導入台数 ：＿＿＿＿台

3．　装着車両 （登録番号を記載する。）

①		⑥		⑪		⑯	
②		⑦		⑫		⑰	
③		⑧		⑬		⑱	
④		⑨		⑭		⑲	
⑤		⑩		⑮		⑳	

4．　導入年月日：令和　　年　　月　　日

安全装置等導入促進助成金交付要綱

平成 24 年 6 月 29 日制定
（省略）
令和３年４月２８日一部改正
公益社団法人沖縄県トラック協会

（事業趣旨）
第１条　公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）は、事業用トラックの交通事故ゼロを目指すため、安全装置等を導入する貨物自動車運送事業者(以下「運送事業者」という。）に対して助成金を交付する。
（対象装置）
第２条　助成の対象となる安全装置等は、次に掲げる装置とする。
（１）後方視野確認支援装置
後方視野確認支援装置とは次の各号に掲げる機能を有するものとする。なお、装置の装着にあたっては道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。
①後退時の後方視野が確保できること。
②運行時（前進も含む）において後方視野が確保できること。
③概ねルームミラーの位置において後方視野が確保できること
（２）側方視野確認支援装置
車両総重量７．５ｔ以上の事業用トラックの左側に側方カメラを装着した場合（以下同じ。）に限り、助成対象とする。
（３）呼気吹き込み式アルコールインターロック装置
呼気吹き込み式アルコールインターロックは国土交通省の技術指針に適合しているものとする。
（４）ＩＴ機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器
ＩＴ機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器とは、別に定める基準を満たす通信機能を有し、または、携帯電話等通信機器と接続し、当該機器による測定結果を直ちに営業所に設置した点呼機器に送信できること。
２　前項に定める IT 機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器は、安全性優良事業所（Ｇマーク認定事業所）が導入する場合に限り、助成対象とする。
（助成額）
第３条　１事業者に助成する交付額は、沖ト協に所属する運送事業者（以下「会員事業者」という。）は、前条の対象装置ごとに１０装置分を限度とし、沖ト協に所属しない運送事業者（以下「非会員事業者」という。）は、前条の対象装置ごとに２装置分を限度とする。
ただし、国からの補助金が交付された装置に対しては助成金を交付しない。
２　助成金の交付額は、当該年度に新たに第２条の装置を車両に装着した場合、会員事業者は、１装置あたり 30,000 円（公益社団法人全日本トラック協会上限 20,000 円（但し、税抜機器価格の２分の１を上限とする。）、沖ト協 10,000 円）を交付し、非会員事業者は、１装置あたり 1,000 円（沖ト協 1,000 円）とする。
３　後方視野確認支援装置及び側方視野確認支援装置の一体型は、会員事業者は、車両１台につき対象装置に 60,000 円（公益社団法人全日本トラック協会上限 40,000 円（但し、税抜　機器価格の２分の１を上限とする。）、沖ト協 20,000 円）を交付し、非会員事業者は、車両１台につき対象装置に 2,000 円（沖ト協 2,000 円）とする。
４　取得価格の２分の１に小数点以下の値が生じた場合、小数点以下の値は切り捨てる。
（実績報告及び助成金の請求）
第４条　運送事業者は、装置装着が完了したときは、第５条の期日までに、様式１「安全装置等

導入促進助成金実績報告書（兼）請求書」（以下「請求書ゴという。）、様式２「安全装置等導入促進助成金内訳書」、装着したことが確認できる書面（収証又はリース契約書等）の写し、並びに装着した車両の自動車検査証の写しを沖ト協に提出しなければならない。

（助成金の交付請求期限）

第５条　前条の助成金交付請求期限は装着した日の属する会計年度の１月末日までとする。ただし、１月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

（助成金交付）

第６条　沖ト協は、第４条の請求書の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めたときは、運送事業者に対して助成金を交付する。

（装置の処分制限）

第７条　運送事業者は、交付対象となった装置が装着の日から起算して下記の期間を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。ただし、あらかじめ沖ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

（１）後方視野確認支援装置　１年

（２）側方視野確認支援装置　１年

（３）呼気吹き込み式アルコールインターロック装置　１年

（４）ＩＴ機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器　１年

２　運送事業者は前項による処分が行われたときは、沖ト協へ報告しなければならない。

（その他必要な事項）

第８条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協が別にこれを定める。

附則（平成２４年６月２９日）

第１条　本要綱は平成２４年４月１日より適用する。

附則（平成２５年５月３０日）

第１条　本要綱は平成２５年４月１日より適用する。

第２条　改正前の要綱（平成２４年６月２９日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成２６年４月２８日）

第１条　本要綱は平成２６年４月１日より適用する。

第２条　改正前の要綱（平成２５年５月３０日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成２６年５月２８日）

第１条　本要綱は平成２６年４月１日より適用する。

第２条　改正前の要綱（平成２６年４月２８日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成２８年４月２７日）

第１条　本要綱は平成２８年４月１日より適用する。

第２条　改正前の要綱（平成２６年５月２８日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成２９年４月２７日）

第１条　本要綱は平成２９年４月１日より適用する。

附則（平成３０年４月２５日）

第１条　本要綱は平成３０年４月１日より適用する。

附則（平成３１年４月２３日）

第１条　本要綱は平成３１年４月１日より適用する。

附則（令和３年４月２８日）

第１条　本要綱は令和３年４月１日より適用する。

様式　1

安全装置等導入促進助成金実績報告書（兼）請求書

令和　　年　　月　　日

公益社団法人　沖縄県トラック協会長　　殿

申請者
住所
名称又は事業所名
代表者名　　㊞
電話番号
担当者名

安全装置等導入促進助成金交付要綱第４条に基づき、安全装置等導入促進助成金の交付について、下記の通り請求します。

請　求　額　　円

１．　内訳
① 安全装置等導入台数　　台

２．　添付資料
① 安全装置等導入内訳書（様式２）
② 領収書（写）又はリース契約書（写）
③ 装着した車両の自動車検査証（写）
④ 国の補助金交付申請を行わない旨の誓約書

３．　振込先銀行口座

銀　行　名	
支　店　名	
預　　金	普通預金　・　当座預金
口 座 番 号	
口 座 名 義	フリガナ

（注）沖ト協に提出してください。

様式 2

安全装置等導入促進助成金内訳書

請求月日　令和　年　月　日

事業者名

整理番号	支店営業所名	Gマーク認定証番号	区分	導入装置		台数(台)	助成金額		導入価格(消費税は除く)	装着年月
				メーカー名	装置名・型式		全ト協	沖ト協		
			後方・側方・インター・IT							令和　年　月　日
			後方・側方・インター・IT							令和　年　月　日
			後方・側方・インター・IT							令和　年　月　日
			後方・側方・インター・IT							令和　年　月　日
			後方・側方・インター・IT							令和　年　月　日
記入例	本社		(後方)・側方・インター・IT	●●工業㈱	●●システム ●●－●●●●	1	20,000	10,000	80,000	令和○年　○月　○日
合　計										

※導入価格には機械本体価格の他、部品や付属品等の費用を含むものとする。なお取付工賃や消費税は導入価格には含まない。

※IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器の場合のみ、導入事業所のGマークコード番号を記入してください。

※後方＝後方視野支援確認装置、側方＝側方視野確認支援装置、インター＝呼気吹き込み式アルコールインターロック、IT＝IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器

令和　　年　　月　　日

公益社団法人　沖縄県トラック協会長　　殿

住所
名称又は事業所名
代表者名　　㊞
電話番号
担当者名

誓　　約　　書

弊社は、下記機器の導入に対して国の補助金交付申請を行わない（行っていない）ことを、ここにお誓いいたします。

記

1.機 器 名 ：

2.導入台数 ：＿＿＿＿台

3.装着車両（登録番号を記載する。）

①		④		⑦		⑩	
②		⑤		⑧			
③		⑥		⑨			

4.導入年月日：令和　　年　　月　　日

令和3年度安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧

令和3年4月1日現在

◆後方視野確認支援装置

装置メーカー名	装置名称	型式(注1)		備考
アールアンドピー	ルームミラー取付タイプ カラーバックカメラセット	BE-RV200-RA	セット	
		BE-RV200-RB	セット	
		BE-RV141-RA	セット	
		BE-RV141-RB	セット	
	バック＆サイドカメラシステム	BE-RV141AO-RA/RB	セット	1カメラ搭載
		BE-RV141AW-RA/RB	セット	2カメラ搭載
		BE-RV141AT-RA/RB	セット	3カメラ搭載
		BE-RV141AQ-RA/RB	セット	4カメラ搭載
		BE-RV141AOTR-RA/RB	セット	1カメラ搭載
		BE-RV141AWTR-RA/RB	セット	2カメラ搭載
		BE-RV141ATTR-RA/RB	セット	3カメラ搭載
		BE-RV141AQTR-RA/RB	セット	4カメラ搭載
アグレクション	SAKIGAKEバックカメラ	PNX-F715-T	セット	
アルファ・デポ	バックモニターシステム	AP-4300/S	セット	
		HIT-711	セット	
		HIT-712	セット	
		HIT-714	セット	
市光工業	セイフティビジョン	ST-9**	モニター単体	
		ST-9**FS	モニター単体	
		ST-9A0FL	モニター単体	
		ST-9B0PR	モニター単体	
		ST-990GG	モニター単体	
		ST-5**	モニター単体	
		ST-5**FS	モニター単体	
		ST-5A0FL	モニター単体	
		ST-5B0PR	モニター単体	
		ST-590GG	モニター単体	
		STR-1**	モニター単体	
		STR-1**FS	モニター単体	
		STR-1B0PR	モニター単体	
		STR-190GG	モニター単体	
	カラー液晶モニター　据置型	ST-900D	モニター単体	
		ST-500D	モニター単体	
	ドライブレコーダー一体型 7型液晶モニター　据置型	STR-100D	モニター単体	
		STR-2**T	モニター単体	
		STR-2B0PRT	モニター単体	
		STR-290GGT	モニター単体	
		STR-2A0FST	モニター単体	
		STR-200DT	モニター単体	

(注)型式の　*印　には、任意の英数字が入ります。

装置メーカー名	装置名称	型式(注1)		備考
市光工業	ドライブレコーダー一体型 7型液晶モニター　据置型	STR-2**N	モニター単体	
		STR-2B0PRN	モニター単体	
		STR-290GGN	モニター単体	
		STR-2A0FSN	モニター単体	
		STR-200DN	モニター単体	
	8型HDカラーモニター	HT-1****	モニター単体	搭載車輌により「HT-1**」「HT-1***」「HT-1****」。 例)HT-1A0、HT-1A0FS等。
	後方用カメラ	XC-400A	カメラ単体	
		XC-420A	カメラ単体	
		KC-450A	カメラ単体	
		HC-450A	カメラ単体	
	3Dサラウンドマルチビュー	TSM-100	カメラ単体	R1.11月追加
		TSM-200	カメラ単体	R2.2月追加、中大型用
	小型HDカラーカメラ	HX-100A	カメラ単体	R1.10月追加
INBYTE	車輌安全管理システム　サラウンドカメラ	SVR-7004T	セット	R2.2月追加
	車輌安全管理システム　サラウンドビュー	SVS-6004T	セット	R2.3月追加
ウィンズ・テクノロジー・ジャパン	後方視野確認支援装置(シャッターカメラ&モニターセット)	WTJ-SS	セット	R1.7月追加
	後方視野確認支援装置(ミニキューブカメラ&モニターセット)	WTJ-MT	セット	R1.7月追加
	後方視野確認支援装置(IR広角カメラ)	WTJ-A3	セット	R2.11月追加
	後方視野確認支援装置(小型広角カメラ)	WTJ-A8	セット	R2.11月追加
	SVM360サランドビューモニタリングシステムモニターセット	SVM360-BT10	セット	4カメラ搭載 R1.7月追加
エフ・アール・シー	リアビュー・カメラシステム	RV-500CS	セット	
	トラック専用 リアビュー・カメラシステム	RV-507CS	セット	
		RV-509CS	セット	
		RV-510CS	セット	
	平ボディー専用 リアビュー・カメラシステム	RV-507FB	セット	
		RV-509FB	セット	
		RV-510FB	セット	
	平ボディー用AHD対応 リアビュー・カメラシステム	RV-517FB	セット	R2.3月追加
		RV-527FB	セット	R2.3月追加
	トラック専用 リア/サイドビュー・カメラシステム	SRV-700CS	セット	R2.3月型式訂正
		SRV-900CS	セット	R2.3月型式訂正
		SRV-1000CS	セット	R2.3月型式訂正
ORLACO	ORLACO	Set Orlaco RLED Monitor with Camera	セット	※別紙「ORLACO社製後方視野確認支援装置の助成対象の確認について」にてセット内容を確認。
キャストレード	CT120Mバックカメラモニタセット	CT120M-SET01	セット	
		CT120M-SET02	セット	
クラリオン	カラーモニター	CJ-5600*-*	モニター単体	
		CJ-5605*-*	モニター単体	
		CJ-7000*-*	モニター単体	
		CJ-7100*-*	モニター単体	
		CJ-7300*-*	モニター単体	
		CJ-7600*-*	モニター単体	
		CJ-981*-*	モニター単体	
	車載用後方モニター	CJ-7620*-*	モニター単体	
	7型HD対応モニター	CJ-7800*-*	モニター単体	R2.11月追加
	7型HDモニター	TY-4000*-*	モニター単体	R2.11月追加

(注)型式の　*印　には、任意の英数字が入ります。

装置メーカー名	装置名称	型式(注1)		備考
クラリオン	後方確認カメラ	CC-1060*-*	カメラ単体	
		CC-1601*-*	カメラ単体	
		CC-3000*-*	カメラ単体	
		CC-6100*-*	カメラ単体	
		CC-6110*-*	カメラ単体	
		CC-6500*-*	カメラ単体	
		CC-6600*-*	カメラ単体	
		CC-6601*-*	カメラ単体	
		CC-6650*-*	カメラ単体	
	安全後方確認カメラ	CC-1065*-*	カメラ単体	
		CC-3100*-*	カメラ単体	
		CC-6300*-*	カメラ単体	
		CC-6352*-*	カメラ単体	
		CC-7202*-*	カメラ単体	
	シャッター付HDカメラ	CR-8500*-*	カメラ単体	R2.11月追加
	シャッターなしHDカメラ	CR-8600*-*	カメラ単体	R2.11月追加
	LED付小型HDカメラ	TY-3000*-*	カメラ単体	R2.11月追加
コシダテック	車両後方・側方確認カメラシステム	CM-6010	モニター単体	三菱電機製 R1.11月追加
		CM-6020	モニター単体	三菱電機製 R1.11月追加
		CM-7220	モニター単体	三菱電機製 R1.11月追加
		CM-7230	モニター単体	三菱電機製 R1.11月追加
		CM6010R	モニター単体	菱和製 R1.11月追加
		CM6020R	モニター単体	菱和製 R1.11月追加
		CM7220R	モニター単体	菱和製 R1.11月追加
		CM7230R	モニター単体	菱和製 R1.11月追加
		C-700	カメラ単体	R1.11月追加
CBC	GANZ AUTOMOTIVE バックカメラシステム	ZMC1-SQH44N-W9	セット	
		ZMC1-SQH44SN-W9	セット	
		ZMC1-SQH44N-ZB	セット	
		ZMC1-SQH44SN-ZB	セット	
		ZMC1-RVC37-SQH44N	セット	
		ZMC1-RVC37-SQH44SN	セット	
	GANZ AUTOMOTIVE バックカメラシステム(1CH)	ZMC1-SQH44N	セット	
		ZMC1-SQH44SN	セット	
	GANZ AUTOMOTIVE バックカメラシステム(2CH)	ZMC2-SQH44N-25	セット	
		ZMC2-SQH44N-32	セット	
		ZMC2-SQH44SN-25	セット	
		ZMC2-SQH44SN-32	セット	
	GANZ AUTOMOTIVE バックカメラシステム(3CH以上)	ZMC1-RVC27-SQ44N	セット	
ジェットイノウエ	超広角カメラ&7インチ高精細モニターセット	GX-00*	セット	R2.3月仕様変更、*は商品ごとに1～3の数字が入ります
		GX-10*AHD	セット	R2.3月追加、*は商品ごとに1～3の数字が入ります
	超広角ミニバックカメラ&7インチモニターセット	GX-010	セット	R2.9月追加
シルバーアイ	集音マイク付バックカメラ 7インチモニターセット	CM-708DR2	セット	R2.7月追加
	360° 俯瞰システム	INO-8310-7M	セット	R2.11月追加
	130万画素 高画質バックカメラセット(シャッター付)	RV-760D2	セット	R2.11月追加
シンクウェアジャパン	バックカメラ	TWC1-TCV100	セット	
スカニアジャパン	リアビューシステムキット	2545702	セット	
	フロントアンドリアビューシステムキット	2545703	セット	

(注)型式の *印 には、任意の英数字が入ります。

装置メーカー名	装置名称	型式(注1)		備考
辰巳屋興業	SRバックカメラモニターキット	SR-S05	セット	R2.5月追加
		SR-S11	セット	R2.5月追加
	SRバックカメラモニターキット(シャッター付カメラ)	SR-S06	セット	R2.10月追加
槌屋ヤック	バックモニターセット	XC-M9SA	セット	
		XC-M9MA	セット	
		XC-M9LA	セット	
		XC-M9XA	セット	
		XC-M9YA	セット	
		XC-M9S	セット	
		XC-M9M	セット	
		XC-M9L	セット	
		XC-M9X	セット	
		XC-M9Y	セット	
	カメラ&7インチモニターセット	XC-M1*	セット	*には、S,M,L,X,Yのいずれかが入る。
		XC-M1*A	セット	*には、S,M,L,X,Yのいずれかが入る。 末尾のAは、ルームミラー取り付けブラケット付き。
	カメラ&7インチモニターセット	XC-M2*	セット	*には、S,M,L,X,Yのいずれかが入る。
		XC-M2*A	セット	*には、S,M,L,X,Yのいずれかが入る。 末尾のAは、ルームミラー取り付けブラケット付き。
東海クラリオン	elpis SMART MIRROR	SM-1900-T115	セット	
		SM-1900-T160	セット	
ドリームメーカー	~~7インチ液晶モニター&バックカメラ~~	~~MT070RAA~~	~~セット~~	R3.4月廃止
	~~7インチ液晶モニター&バックカメラ トレーラーセット~~	~~MT070RAA-TR01~~	~~セット~~	R3.4月廃止
	7インチ液晶モニター&小型バックカメラ	MT070RCA1	セット	
		MT070RCA2	セット	
	7インチ液晶モニター&小型バックカメラ トレーラーセット	MT070RCA1-TR01	セット	
		MT070RCA2-TR01	セット	
	7インチモニター&赤外線バックカメラ	MT070RDA	セット	R1.9月追加
	7インチモニター&赤外線バックカメラ トレーラーセット	MT070RDA-TR01	セット	R1.9月追加
日本ヴューテック	ALL VIEW MONITOR(オールヴューモニター)	AVM-348	セット	R2.9月追加
	リアヴューモニター	TKV-S20	セット	
		TKV-S30	セット	
		VA-S50	セット	
	ナイスヴューモニター	VW-S20	セット	
		VW-SN20	セット	
		VH-S20	セット	
		VH-SN20	セット	
	ナイスヴューモニター 2カメラシステムセット	VH-S20/2	セット	
	カラーモニター	VH-M20	モニター単体	
	カメラ単体	VW-C20W	カメラ単体	
		VH-C20W	カメラ単体	
		VH-C30W	カメラ単体	
		VH-SC20W	カメラ単体	
		VH-SC30W	カメラ単体	
		VH-CN20	カメラ単体	
		VP-C10W-5	カメラ単体	
	Heavy Duty CAMERA	CCN-716-IR	カメラ単体	R2.9月追加

(注)型式の *印 には、任意の英数字が入ります。

装置メーカー名	装置名称	型式(注1)		備考
日本セラミック	OSDソナーシステム	E215-TM00	セット	
		E215-TS00	セット	
パーマンコーポレーション	バック・カメラ	PBC120	セット	
		PRM745	セット	
		PRM74S	セット	
	バック・カメラ ルームミラーモニタータイプ	PRM70J	セット	R3.1月追加
	バック・カメラ ルームミラーモニタータイプ サイドカメラ付	PRM70S	セット	R3.1月追加
	バックカメラ ノンシャッター・カメラ ルームミラータイプ	PRM121	セット	R1.9月追加
日野自動車	モニターディスプレイ	86110-E0081	モニター単体	
		CJ-7620J	モニター単体	
		CJ-7620J-A	モニター単体	
	後方カメラ(シャッター無し)	S0858-E1050	カメラ単体	
		CC-6600B	カメラ単体	
		CC-6600B-*	カメラ単体	
	後方カメラ(シャッター付き)	S0858-E1051	カメラ単体	
		CC-6500B	カメラ単体	
		CC-6500B-*	カメラ単体	
	電子インナーミラー	87810-37150	モニター単体	
		MDS-OTS3	モニター単体	
		86790-37020	カメラ単体	
		CM073A-02	カメラ単体	
三菱電機	カービジョン ルームミラー型モニター	CM-6000	モニター単体	
		CM-7200	モニター単体	
		CM-7200A	モニター単体	
		CM-7210	モニター単体	
		CM-7220	モニター単体	
		CM-7230	モニター単体	
		CM-6010	モニター単体	
		CM-6020	モニター単体	
	車両用安全確認カメラシステム	C-4010A	カメラ単体	
		C-4010	カメラ単体	
		C-4060A	カメラ単体	
		C-4060	カメラ単体	
		C-5000	カメラ単体	
名鉄交通商事	バックモニターセット	MKS-Y01	セット	
	バックカメラ MKS-Y05	MKS-Y05	セット	R3.4月追加
菱和	CAR VISION LCDカラーモニター	CM6010R	モニター単体	
		CM6020R	モニター単体	
		CM7220R	モニター単体	
		CM7230R	モニター単体	
	CAR VISION カラーカメラ	C401*R	カメラ単体	R2.7月仕様変更
		C406*R	カメラ単体	R2.7月仕様変更
		C500*R	カメラ単体	R2.7月仕様変更
UDトラックス	Back-up Monitoring	Waeco Perfect view CAM20C1	セット	R2.9月追加、ボルボトラック
ワーテックス	BACK EYE SYSTEM	DM806	セット	
		DS806	セット	
		TM806	セット	
		TS806	セット	
	車載用後方確認支援システム +サイドビューシステム	DM806F	セット	R2.3月追加
		DS806F	セット	R2.3月追加
		TM806F	セット	R2.3月追加
		TS806F	セット	R2.3月追加

(注)型式の *印 には、任意の英数字が入ります。

令和3年度安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧

令和3年4月1日現在

◆側方視野確認支援装置

装置メーカー名	装置名称	型式(注1)		備考
アールアンドピー	バック&サイドカメラシステム	BE-RV141AO-RA/RB	セット	1カメラ搭載
		BE-RV141AW-RA/RB	セット	2カメラ搭載
		BE-RV141AT-RA/RB	セット	3カメラ搭載
		BE-RV141AQ-RA/RB	セット	4カメラ搭載
		BE-RV141AOTR-RA/RB	セット	1カメラ搭載
		BE-RV141AWTR-RA/RB	セット	2カメラ搭載
		BE-RV141ATTR-RA/RB	セット	3カメラ搭載
		BE-RV141AQTR-RA/RB	セット	4カメラ搭載
アグレクション	SAKIGAKEオプションカメラ	YKC-10A	カメラ単体	PNX-F715-Tへのオプション装着
アルファ・デポ	2チャンネルバックモニターシステム	HIT-712	セット	
	4チャンネルバックモニターシステム	HIT-714	セット	
	赤外線カメラ	HIT-C15MT	カメラ単体	HIT-712,HIT-714へのオプション装着
	超小型カメラ	HIT-C16	カメラ単体	
	超広角カメラ	HIT-C23	カメラ単体	
	赤外線カメラ	MBZ-120IR	カメラ単体	
いすゞ自動車	カラーモニター	CJ-7600*	モニター単体	※クラリオン製
	安全側方確認カメラ	CC-1065*	カメラ単体	
市光工業	セイフティビジョン	ST-9**	モニター単体	
		ST-9**FS	モニター単体	
		ST-9A0FL	モニター単体	
		ST-9B0PR	モニター単体	
		ST-990GG	モニター単体	
		ST-5**	モニター単体	
		ST-5**FS	モニター単体	
		ST-5A0FL	モニター単体	
		ST-5B0PR	モニター単体	
		ST-590GG	モニター単体	
		STR-1**	モニター単体	
		STR-1**FS	モニター単体	
		STR-1B0PR	モニター単体	
		STR-190GG	モニター単体	
	カラー液晶モニター 据置型	ST-900D	モニター単体	
		ST-500D	モニター単体	
	ドライブレコーダー一体型 7型液晶モニター 据置型	STR-100D	モニター単体	
		STR-2**T	モニター単体	
		STR-2B0PRT	モニター単体	
	ドライブレコーダー一体型 7型液晶モニター 据置型	STR-290GGT	モニター単体	
		STR-2A0FST	モニター単体	
		STR-200DT	モニター単体	
		STR-2**N	モニター単体	
		STR-2B0PRN	モニター単体	
		STR-290GGN	モニター単体	
		STR-2A0FSN	モニター単体	
		STR-200DN	モニター単体	
	カラー補助カメラ	KC-H15A	カメラ単体	
		KC-H80A	カメラ単体	
	高性能CMOSカラーカメラユニット	KC-450A	カメラ単体	R2.2月追加
	3Dサラウンドマルチビュー	TSM-100	カメラ単体	R1.11月追加
		TSM-200	カメラ単体	R2.2月追加、中大型用

(注)型式の *印 には、任意の英数字が入ります。

装置メーカー名	装置名称	型式(注1)		備考
INBYTE	車輌安全管理システム サラウンドカメラ	SVR-7004T	セット	R2.2月追加
	車輌安全管理システム サラウンドビュー	SVS-6004T	セット	R2.3月追加
ウィンズ・テクノロジー・ジャパン	側方視野確認支援装置(ミニキューブカメラ&モニターセット)	WTJ-MT	セット	R1.7月追加
	SVM360サラウンドビューモニタリングシステムモニターセット	SVM360-BT10	セット	4カメラ搭載 R1.7月追加
エフ・アール・シー	トラック専用 リア/サイドビュー・カメラシステム	~~SRV-700S~~SRV-700CS	セット	R2.3月型式訂正
		~~SRV-900S~~SRV-900CS	セット	R2.3月型式訂正
		~~SRV-1000S~~SRV-1000C	セット	R2.3月型式訂正
	トラック専用 サイドビュー・カメラシステム	SV-700CS	セット	
		SV-900CS	セット	
		SV-1000CS	セット	
ORLACO	コーナーアイカメラセット (Corner Eye Camera Set)	0400040	セット	
クラリオン	カラーモニター	CJ-5600*-*	モニター単体	
		CJ-5605*-*	モニター単体	
		CJ-7000*-*	モニター単体	
		CJ-7100*-*	モニター単体	
		CJ-7300*-*	モニター単体	
		CJ-7600*-*	モニター単体	
		CJ-981*-*	モニター単体	
	車載用側方モニター	CJ-7620*-*	モニター単体	
	7型HD対応モニター	CJ-7800*-*	モニター単体	R2.11月追加
	7型HDモニター	TY-4000*-*	モニター単体	R2.11月追加
	側方確認カメラ	CC-1060*-*	カメラ単体	
		CC-1601*-*	カメラ単体	
		CC-3000*-*	カメラ単体	
		CC-6100*-*	カメラ単体	
		CC-6110*-*	カメラ単体	
		CC-6500*-*	カメラ単体	
		CC-6600*-*	カメラ単体	
		CC-6601*-*	カメラ単体	
		CC-6650*-*	カメラ単体	
	安全側方確認カメラ	CC-1065*-*	カメラ単体	
		CC-3100*-*	カメラ単体	
		CC-6300*-*	カメラ単体	
		CC-6352*-*	カメラ単体	
		CC-7202*-*	カメラ単体	
	シャッター付HDカメラ	CR-8500*-*	カメラ単体	R2.11月追加
	シャッターなしHDカメラ	CR-8600*-*	カメラ単体	R2.11月追加
	LED付小型HDカメラ	TY-3001*-*	カメラ単体	R2.11月追加
コシダテック	車両後方・側方確認カメラシステム	CM-6010	モニター単体	三菱電機製 R1.11月追加
		CM-6020	モニター単体	三菱電機製 R1.11月追加
		CM-7220	モニター単体	三菱電機製 R1.11月追加
		CM-7230	モニター単体	三菱電機製 R1.11月追加
		CM6010R	モニター単体	菱和製 R1.11月追加
		CM6020R	モニター単体	菱和製 R1.11月追加
		CM7220R	モニター単体	菱和製 R1.11月追加
		CM7230R	モニター単体	菱和製 R1.11月追加
		C-700	カメラ単体	R1.11月追加

(注)型式の *印 には、任意の英数字が入ります。

装置メーカー名	装置名称	型式(注1)		備考
CBC	GANZ AUTOMOTIVE バックカメラシステム(1CH)	ZMC1-SQH44N-25	セット	
		ZMC1-SQH44N-32	セット	
		ZMC1-RVC37-SQH44N	セット	
		ZMC0-RVC27-SQ44N	カメラ単体	
		ZMC0-SQH44N	カメラ単体	
	GANZ AUTOMOTIVE バックカメラシステム(2CH)	ZMC2-SQH44N-25	セット	
		ZMC2-SQH44N-32	セット	
		ZMC2-SQH44SN-25	セット	
		ZMC2-SQH44SN-32	セット	
	GANZ AUTOMOTIVE バックカメラシステム(3CH以上)	ZMC1-RVC27-SQ44N	セット	
ジェットイノウエ	超広角カメラ&7インチ高精細モニターセット	GX-00*	セット	R2.3月追加、*は商品ごとに1～3の数字が入
		GX-10*AHD	セット	R2.3月追加、*は商品ごとに1～3の数字が入
	超広角ミニバックカメラ単品	YKC-20A	カメラ単体	R2.9月追加
	アナログハイビジョンカメラ専用 7インチモニター(モニタ単体)	YKM-700HD	モニター単体	R2.3月追加
	側方カメラ専用ブラケット付50万画素IRカメラ(カメラ単体)	YK-230SIDE	カメラ単体	R2.3月追加
シルバーアイ	360° 俯瞰システム	INO-8310-7M	セット	R2.11月追加
シンクウェアジャパン	バックカメラ	TWC1-TCV100	セット	
	バックカメラ	TW-TCV100	カメラ単体	
スカニアジャパン	コーナーアイカメラキット	2473496	セット	
	フロントビューシステムキット	2545701	セット	
	フロントアンドリアビューシステムキット	2545703	セット	
辰巳屋興業	SRバックカメラモニターキット	SR-S05	セット	R2.5月追加、SR-S10との組み合わせ
	SRモニター側方確認カメラ	SR-S10	カメラ単体	R2.5月追加、SR-S05との組み合わせ
槌屋ヤック	バックモニターセット	XC-M9SA	セット	
		XC-M9MA	セット	
		XC-M9LA	セット	
		XC-M9XA	セット	
		XC-M9YA	セット	
		XC-M9S	セット	
		XC-M9M	セット	
		XC-M9L	セット	
		XC-M9X	セット	
		XC-M9Y	セット	
	カメラ&7インチモニターセット	XC-M1*	セット	*には、S,M,L,X,Yのいずれかが入る。
		XC-M1*A	セット	*には、S,M,L,X,Yのいずれかが入る。 末尾のAは、ルームミラー取り付けブラケット
		XC-M2*	セット	*には、S,M,L,X,Yのいずれかが入る。
		XC-M2*A	セット	*には、S,M,L,X,Yのいずれかが入る。 末尾のAは、ルームミラー取り付けブラケット
	カメラ&7インチモニターセット	XC-M1	カメラ単体	XC-M2*又はXC-M2*Aの導入時における側方カメラ増設時に限る。
		XC-M9	カメラ単体	XC-M2*又はXC-M2*Aの導入時における側方カメラ増設時に限る。

(注)型式の *印 には、任意の英数字が入ります。

装置メーカー名	装置名称	型式(注1)		備考
日本ヴューテック	ALL VIEW MONITOR(オールヴューモニター)	AVM-348	セット	R2.9月追加
	ナイスヴューモニター 2カメラシステムキット	VH-S20/2	セット	
	ナイスヴューモニター カメラ増設キット	VH-S20/P2	セット	
	カラーモニター	VH-M20	モニター単体	
	カメラ単体	VW-C20W	カメラ単体	
		VH-C20W	カメラ単体	
		VH-C30W	カメラ単体	
		VH-SC20W	カメラ単体	
		VH-SC30W	カメラ単体	
		VH-CN20	カメラ単体	
		VP-C10W-5	カメラ単体	
	Heavy Duty CAMERA	CCN-716-IR	カメラ単体	R2.9月追加
パーマンコーポレーション	バック・カメラ CMOSカメラサイドカメラ用ステーセット	CR32WB	カメラ単体	PRM745,PRM74Sオプションカメラ
	バック・カメラ ルームミラーモニタータイプ サイドカメラ付	PRM70S	セット	PRM70Jにサイドカメラを追加 R3.1月追加
	バック・カメラ	PRM74S	セット	
日野自動車	モニターディスプレイ	86110-E0081	モニター単体	
		CJ-7620J	モニター単体	
		CJ-7620J-A	モニター単体	
	左カメラ	86790-E0050	カメラ単体	
		CC-6100*	カメラ単体	
		CC-6100*-*	カメラ単体	
三菱電機	カービジョン ルームミラー型モニター	CM-6000	モニター単体	
		CM-7200	モニター単体	
		CM-7200A	モニター単体	
		CM-7210	モニター単体	
		CM-7220	モニター単体	
		CM-7230	モニター単体	
		CM-6010	モニター単体	
		CM-6020	モニター単体	
	車両用安全確認カメラシステム	C-4010A	カメラ単体	
		C-4010	カメラ単体	
		C-5000	カメラ単体	
菱和	CAR VISION LCDカラーモニター	CM6010R	モニター単体	
		CM6020R	モニター単体	
		CM7220R	モニター単体	
		CM7230R	モニター単体	
	CAR VISION カラーカメラ	C401*R	カメラ単体	R2.7月仕様変更
		C500*R	カメラ単体	R2.7月仕様変更
UDトラックス	Back-up Monitoring	Waeco Perfect view CAM20C1	セット	R2.9月追加、ボルボトラック
ワーテックス	車載用後方確認支援システム	DM806	セット	
		DS806	セット	
		TM806	セット	
		TS806	セット	
	車載用後方確認支援システム +サイドビューシステム	DM806F	セット	
		DS806F	セット	
		TM806F	セット	
		TS806F	セット	
	サイドビューシステム	XL-806-IF	セット	

(注)型式の *印 には、任意の英数字が入ります。

別添2

令和3年度安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧

令和3年4月1日現在

◆呼気吹き込み式アルコールインターロック

装置メーカー名	装置名称	型式	備考
秋田県貿易	アルコ・インターロックPro	FIT228-LC	
東海電子	ALC-ZERO	T－ALC－LK100 （カメラなし、SDなし）	
	ALC-ZERO Ⅱ	T－ALC－LK200 （カメラ、SDあり）	

令和3年度安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧

令和3年4月1日現在

◆IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器

装置メーカー名	装置名称	型式	備考
インフォセンス	デジタルアルコールチェッカーFUGOsmartBt	FALC-31	当該の機器と連携するサービス名：デジタル点呼マネージャー、R2.9月追加
コア	フーゴスマートBT	FALC-31	クラウド型IT点呼システム「Cagou IT点呼」と連携要 R2.12月追加
サンコーテクノ	アルコガーディアン モバイル　TR-1	TR-1	
	アルコガーディアン モバイル　TR-2	TR-2	~~専用スマホとセット~~ サンコーテクノ㈱で検証済みのスマホとセット（スマホはユーザーが用意し、キャリア契約済みのものとする）
タニタ	アルブロ	FC-1000	
		FC-1000D	
		FC-1008D	
		FC-1200	NPシステム開発製デジタコと連動要 （NET-380/580/780）
		FC-1200F	富士通製デジタコ（DTS-C1／D1シリーズ/D2シリーズ）と連動要　R2.5月仕様変
東海電子	ALC-Mobile/ ALC-Mobile Bluetooth	T-ALC-MB100	
	ALC-Mobile Ⅱ	T-ALC-MB200	
東洋マーク製作所	電気化学式アルコール検知器（Bluetooth内蔵）	AC-015BT	※~~「IT点呼キーパー」のセットで導入した場合に限る~~テレニシ社製「IT点呼キーパー」のセットでの導入又は東洋マーク社製「どこでもAC」をインストールしたスマートフォンのセットでの導入が必須 R1.10月仕様変更
	富士通製デジタコ連動 電気化学式アルコール検知器	AC-015iv	富士通製デジタコ（DTS-C1/D1/D2シリーズ）と連動要 R1.10月追加
~~日本ラッド~~	~~Smart Vehicle Cloud~~	~~RS-23-01~~	R1.5月廃止
フィガロ技研	デジタルアルコールチェッカーフーゴプロ	FALC-11T	※「IT点呼キーパー」のセットで導入した場合に限る